

「欠損金の繰戻しによる還付請求書」及び
「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の記載例
(グループ通算制度適用法人用)

令和4年11月 国税庁

(法人番号：7000012050002)

目次等

- 目次
 - 事例 1（青色欠損金について繰戻し還付請求を行う場合） 3
 - 事例 2（青色欠損金と災害損失欠損金について繰戻し還付請求を行う場合） 15
 - 事例 3（グループ通算制度への移行 1 期目を欠損事業年度とし、連結納税制度適用の最終事業年度を還付所得事業年度とする繰戻し還付請求をする場合） 30

【略語】

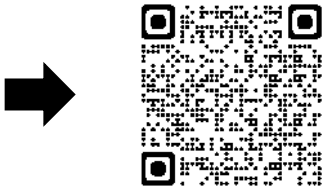
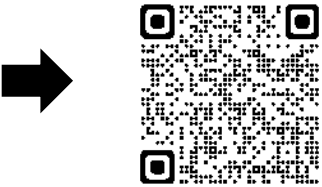
- ・ 法法.....法人税法（昭40法律第34号）
- ・ 令和 2 改正法附則.....所得税法等の一部を改正する法律（令 2 法律第 8 号）附則

（注）この記載例は、令和 4 年10月 1 日現在公布されている法令に基づき作成しています。

国税庁ホームページでは、この記載例のほかに参考となる情報を提供しています。

➤ 「欠損金の繰戻しによる還付請求書」及び「災害損失の繰戻しによる還付請求書」の様式について
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/1554_38.htm

➤ グループ通算制度について
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/hojin/group_tsusan/index.htm



【事例１】

欠損事業年度に生じた青色欠損金のみを「欠損金の繰戻しによる還付請求書」により繰戻し還付請求を行う場合

【問】

当Ｐグループは、親法人Ｐ社、子法人Ｓ１社及び子法人Ｓ２社（いずれも年１回３月決算の中小企業者等に該当します。）の計３社で構成され、グループ通算制度の適用を受けています。

Ｐ社、Ｓ１社及びＳ２社は、いずれも前期まで連続して確定申告（青色申告）をしており、また、当期についても期限内に確定申告（青色申告）をする予定であり、当期の確定申告に当たって必要な金額の計算を終えています。

Ｐ社、Ｓ１社及びＳ２社の、前期及び当期の所得金額、法人税額及び地方法人税額並びに欠損金額の状況は以下のとおりです（本事例では適用税率は23.2%と仮定しています。）。

（単位：円）

		Ｐ社	Ｓ１社	Ｓ２社
(X2年3月期) 前期（還付所得事業年度）	所得金額	4,000,000	2,000,000	0
	法人税額	928,000	464,000	0
	地方法人税額	95,500	47,700	0
(X3年3月期) 当期（欠損事業年度）	欠損金額	5,000,000	5,000,000	0
	うち 通算対象外欠損金額		(※) 1,000,000	0

(※)の金額は法法64の6①に規定する特定資産譲渡等損失額に該当

Ｐ社、Ｓ１社及びＳ２社が当期の確定申告を行うに際し、Ｐ社及びＳ１社に当期に生じた欠損金額について、当期を欠損事業年度／前期を還付所得事業年度として、グループ通算制度を適用した欠損金の繰戻しによる還付請求ができる法人についてはその還付請求を行うことを考えていますが、

- (1) Ｐ社、Ｓ１社及びＳ２社のうち、どの法人がこの還付請求を行うことができますか。
- (2) 上記(1)の法人は、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を具体的にどのように記載すればよいですか。

また、Ｐ社、Ｓ１社及びＳ２社は、この欠損事業年度の確定申告に係る関係別表を具体的にどのように記載すればよいですか。

【答】

- (1) Ｐ社及びＳ１社がこの還付請求を行うことができます。
- (2) それぞれ、次のとおり記載します。

【事例１の各法人が作成を要する書類例】

《繰戻し還付請求関係》

Ｐ社：欠損金の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

Ｓ１社：欠損金の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

《欠損事業年度の確定申告関係（別表）》

Ｐ社：別表１、４、７(1)、７(2)

Ｓ１社：別表１、４、７(1)、７(2)、７の３

Ｓ２社：別表１、４

P 社

令和 年 月 日

税務署長殿

欠損金の繰戻しによる還付請求書

※整理番号

※通算グループ整理番号

納税地

(フリガナ)

法人名等

法人番号

(フリガナ)

代表者氏名

代表者住所

事業種目

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。

欠損事業年度

自 令和 X2年 4月 1日
至 令和 X3年 3月 31日

還付所得事業年度

自 令和 X1年 4月 1日
至 令和 X2年 3月 31日

区 分

請 求 金 額

※ 金 額

欠損事業年度の欠損金額

欠 損 金 額 (1)

7,200,000

円

同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額

(2)

4,000,000

還付所得事業年度の所得金額

所 得 金 額 (3)

4,000,000

既に欠損金の繰戻しを行った金額

(4)

0

差引所得金額((3)-(4))

(5)

4,000,000

還付所得事業年度の法人税額

納付の確定した法人税額 (6)

928,000

仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額

(7)

控 除 税 額 (8)

使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額 (9)

00

課税土地譲渡利益金額に対する税額

(10)

税額控除超過額相当額等の加算額

(11)

法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))

(12)

928,000

既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額

(13)

0

差引法人税額((12)-(13))

(14)

928,000

還 付 金 額 ((14) × (2) / (5))

(15)

928,000

請 求 期 限

令和 X3年 5月 31日

確定申告書提出年月日

令和 X3年 5月 31日

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合

この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。

1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類

2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類

3 特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し

税 理 士 署 名

※税務署 処理欄

部 門

決 算 期

業 種 番 号

番 号

整 理 簿

備 考

通 信 日 付 印

年 月 日

確 認

(規格 A 4)

通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

		事業年度	X2. 4. 1 X3. 3. 31	法人名	P 社	
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額(法人税法第80条第7項)の計算						
法人名		通算親法人		S 1 社	S 2 社	計
		P 社				
欠損金額	(1)	5,000,000	5,000,000	0		10,000,000
通 欠 算 損 対 金 象 額 外 分	通算対象外欠損金額	(2)	0	1,000,000	0	1,000,000
	(2)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(3)	0	0	0	0
	通算対象外欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額 ((2)-(3))	(4)	0	1,000,000	0	1,000,000
通 以 算 外 対 の 象 欠 損 金 額	(2)を超える欠損金額((1)-(2)) (マイナスの場合は0)	(5)	5,000,000	4,000,000	0	9,000,000
	(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(6)	0	0	0	0
	差引((5)-(6))	(7)	5,000,000	4,000,000	0	9,000,000
	前1年内事業年度の所得金額	(8)	4,000,000	2,000,000	0	6,000,000
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	0	0	0	0
	差引((8)-(9))	(10)	4,000,000	2,000,000	0	6,000,000
	(4)を超える差引前1年内事業年度の所得金額 ((10)-(4)) (マイナスの場合は0)	(11)	4,000,000	1,000,000	0	5,000,000
	他の通算法人の(11)の合計額 ((11)の計)-(11))	(12)	1,000,000	4,000,000	5,000,000	
額 分	通算対象外欠損金額以外の欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額((7の計)×(11)/(11)+(12))	(13)	7,200,000	1,800,000	0	9,000,000
	繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額 ((4)+(13))	(14)	7,200,000	2,800,000	0	10,000,000

欠損金の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第12項)とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算						
法人名		通算親法人		S 1 社	S 2 社	計
		P 社				
発生欠損金額(1)	(a)	5,000,000	5,000,000	0		10,000,000
還付所得事業年度へ繰り戻す金額	(b)	4,000,000	2,000,000	0		6,000,000
(a)と(b)のいずれか少ない金額	(c)	4,000,000	2,000,000	0		6,000,000
通 欠 算 損 対 金 象 額 外 分	通算対象外欠損金額(2)	(d)	0	1,000,000	0	1,000,000
	(d)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(e)	0	0	0	0
	差引((d)-(e))	(f)	0	1,000,000	0	1,000,000
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分((c)と(f)のいずれか少ない金額)	(g)	0	1,000,000	0	1,000,000
通 以 算 外 対 の 象 欠 損 金 額	発生欠損金額のうち通算対象外欠損金額を超える部分の金額(7)	(h)	5,000,000	4,000,000	0	9,000,000
	(14)と(b)のいずれか少ない金額	(i)	4,000,000	2,000,000	0	6,000,000
	通算対象外欠損金額(2)	(j)	0	1,000,000	0	1,000,000
	(j)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(k)	0	0	0	0
	差引((j)-(k))	(l)	0	1,000,000	0	1,000,000
	還付所得事業年度へ繰り戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((i)-(l)) (マイナスの場合は0)	(m)	4,000,000	1,000,000	0	5,000,000
	通算対象外欠損金額又は災害損失の繰戻還付の基礎とする金額を超える欠損金額の合計額(7の計)	(n)				9,000,000
額 分	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((h)×(mの計)/(nの計))	(o)	2,777,778	2,222,222	0	5,000,000
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額((g)+(o))	(p)	2,777,778	3,222,222	0	6,000,000

04. 06

(令和4年4月1日以後開始事業年度分)

5

所得の金額の計算に関する明細書

事業 年度	X2・4・1	法人名	P 社
	X3・3・31		

別表四
令四・四・一以後終了事業年度分

区 分		総 額	留 処 保	社 外 流 出
①		円	②	③
加 算	当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1	円	円
	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2		配 当 そ の 他
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3		
	損金経理をした納税充当金	4		
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延滞分を除く。)及び過怠税	5		そ の 他
	減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	6		
	役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	7		そ の 他
	交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額	8		そ の 他
	通 算 法 人 に 係 る 加 算 額 (別表四付表5)	9		外 資
	小 計	10		
減 算	減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	11		外 資
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13		
	受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八(一)「13」又は「26」)	14		※
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額	15		※
	受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	16		※
	適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額	17		※
	法人税等の中間納付額及び過払額に係る還付金額	18		
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19		※
	通 算 法 人 に 係 る 減 算 額 (別表四付表10)	20		※
	小 計	21		
算	反 小 計	22		外 資
	反 小 計	23		外 資
	対 象 純 支 払 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 (別表十七(二)「29」又は「34」)	24		そ の 他
	超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七(二)「3」)	25	△	※
	反 小 計	26		外 資
	寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	27		そ の 他
	非課税の特定人又は国家戦略特別区域における特定法人の所得の特別控除額又は更に加算調整額の益金算入額 (別表十(一)「18」若しくは別表十(二)「10」又は別表十(一)「16」若しくは別表十(二)「11」)	28		※
	法 人 税 額 か ら 控 除 さ れ る 所 得 税 額 (別表六(一)「6」)	29		そ の 他
	税 額 控 除 の 対 象 と な る 外 国 法 人 税 の 額 (別表六(二)「7」)	30		そ の 他
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表六(五)「5」②、別表十七(三)「6」①)	31		そ の 他
算	組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「10」)	32		
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表十四「20」、「21」又は「23」)	33		※
	合 計	34		外 資
	契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別表九(一)「13」)	35		
	特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額 (別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」)	36	△	
	中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37		※
	非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38		※
	差 引 計	39		外 資
	更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額 (別表七(三)「9」又は「21」)	40	△	※
	通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 (別表七(三)「5」又は「11」)	41		※
算	当 初 配 賦 欠 損 金 控 除 額 の 益 金 算 入 額 (別表七(二)付表「23」の計)	42		※
	差 引 計	43		外 資
	(39) + (40) + (41) + (42)	44		外 資
	欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表七(一)「4」の計) + 別表七(四)「10」)	45		外 資
	新 規 採 掘 費 又 は 海 外 新 規 採 掘 費 の 特 別 控 除 額 (別表十三「43」)	46		※
	農 業 経 営 基 盤 強 化 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十四)「10」)	47	△	
	農 用 地 等 を 取 得 し た 場 合 の 庄 園 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十四)「43」の計)	48	△	
	関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)	49		
	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十(六)「15」又は「11」)	50		※
	残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△	
算	所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	52	△ 5,000,000	△ 5,000,000 外 資

御注意 「52」の①欄の金額は、「52」の②欄の金額は、「52」の③欄の金額を加算し、これから「52」の金額を加減した額と符合することになります。

令和 年 月 日 税務署長殿		青色申告 一連番号		別表一 各事業年度の所得に係る申告書	
納税地		整理番号		内国法人の分	
フリガナ		事業年度		令四・四・一以後終了事業年度等分	
法人名		売上金額			
法人番号		申告年月日			
代表者		延滞付加 確認 庁指定 再指定 指導等 区分			
代表者住所		申告区分			
令和 X2 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税 申告書		令和 X3 年 3 月 31 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書		税理士法第30条の書面提出有	
令和 X3 年 3 月 31 日 中間申告の場合の計算期間		令和 年 月 日		税理士法第33条の2の書面提出有	
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)		控 所 得 税 の 額 (別表六(一)「6」③)		16	
法人税額 (52) + (53) + (54)		外 国 税 額 (別表六(二)「24」)		17	
法人税額の特別控除額 (別表六(一)「5」)		計 (16) + (17)		18	
税額控除超過額 相当額等の加算額		控 除 し た 金 額 (12)		19	
上乗税土地譲渡利益金額 (別表七(一)「1」)		控除しきれなかった金額 (18) - (19)		20	
土地取得費 同上に対する税額 (74) + (75) + (76)		所得税額等の還付金額 (20)		21	
留 課 税 留 保 金 額 (別表三(一)「4」)		中 間 納 付 額 (14) - (13)		22	
同上に対する税額 (別表三(一)「8」)		欠損金の繰戻しによる 還付請求税額		23	
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)		計 (21) + (22) + (23)		24	
税額控除額 (10) - (11) + (12) ①の5の5の金額		この申告前の所得 金額又は欠損金額 (50)		25	
控 除 税 額 (10) - (11) + (12) ①の5の5の金額		この申告により納付 すべき法人税額又は 減少する災害損失税額 止金 (54)		26	
差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)		大規模な災害等損失等 の災害損失税額 (別表七(一)「1」)		27	
中間申告分の法人税額		大規模な災害等損失等 の災害損失税額 (別表七(一)「1」)		28	
引当金(別表四「52」の①の金額)		外国税額の還付金額 (79)		42	
引当金(別表四「52」の①の金額)		中 間 納 付 額 (40) - (39)		43	
引当金(別表四「52」の①の金額)		計 (42) + (43)		44	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (47)		45	
引当金(別表四「52」の①の金額)		留 課 税 留 保 金 額 に対する法人税額 (48)		46	
引当金(別表四「52」の①の金額)		課税標準法人税額 (29) + (30)		47	
引当金(別表四「52」の①の金額)		計 (47) + (48)		48	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (49)		49	
引当金(別表四「52」の①の金額)		課税標準法人税額 (29) + (30)		50	
引当金(別表四「52」の①の金額)		計 (49) + (50)		51	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		52	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		53	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		54	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		55	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		56	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		57	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		58	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		59	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		60	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		61	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		62	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		63	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		64	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		65	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		66	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		67	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		68	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		69	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		70	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		71	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		72	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		73	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		74	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		75	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		76	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		77	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		78	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		79	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		80	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		81	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		82	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		83	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		84	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		85	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		86	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		87	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		88	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		89	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		90	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		91	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		92	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		93	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		94	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		95	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		96	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		97	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		98	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		99	
引当金(別表四「52」の①の金額)		所得の金額に 対する法人税額 (52)		100	

火災損失又は災害損失金の損金算入等に関する明細書				事業年度 X2・4・1 X3・3・31	法人名 	P 社
控除前所得金額 (別表四「43の①」)		1	円 損金算入限度額 (1) × $\frac{50 \text{ 又は } 100}{100}$		2	円
事業年度	区 分	控除未済欠損金額		当期控除額 (当該事業年度の(3)と(2)－当該事業年度の(4)の合計額)のうち少ない金額	翌期繰越額 ((3)－(4))又は(別表七(四))「15」	
		3		4	5	
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			円		
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				円	
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
計						
当 欠	損 金 額 (別表四「52の①」)		5,000,000	欠損金の繰戻し額		
期 上	災 害 損 失 金					
分 の うち	青 色 欠 損 金		5,000,000	2,777,778	2,222,222	
合 計						2,222,222
災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額 の 計 算						
災 害 の 種 類			災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日		・ ・ ・	
災 害 を 受 け た 資 産 の 別			棚 卸 資 産	固 定 資 産 (測定資産に準ずる繰延資産を含む。)	計 ①+②	
			①	②	③	
当 期 の 欠 損 金 額 (別表四「52の①」)			6		円	
災 害 により生じた損失の額	資産の滅失等により生じた損失の額		7		円	
	被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額		8			
	被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額		9			
	計 (7)+(8)+(9)		10			
保険金又は損害賠償金等の額			11			
差引災害により生じた損失の額 (10)－(11)			12			
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額			13			
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額			14			
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額 ((6の③)と((13の③)－(14の③))のうち少ない金額)			15			
繰越控除の対象となる損失の額 ((6の③)と((12の③)－(14の③))のうち少ない金額)			16			

別表七(一) 令四・四・一以後終了事業年度分

[illegible]

別表七(二) 令四・四・一以後終了事業年度分

S 1 社

事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S1社	別表四
------	-------------------	-----	-----	-----

令四・四・一以後終了事業年度分

〔5〕の① 棚の金額に② 棚の金額に③ 棚の本書の金額を計算し、これから④ の金額を計算した額と符合することになります。

区 分		総 額	処 理	保 留	社 外 流 出
		①	②	③	
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1	円	円	配 当	円
加	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2		そ の 他	
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3			
	損 金 経 理 を し た 納 税 充 当 金	4			
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5		そ の 他	
	減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	6			
	役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	7		そ の 他	
	交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額	8		そ の 他	
	通 算 法 人 に 係 る 加 算 額 (別表四付表「5j」)	9		外※	
	小 計	10			
	減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	11		外※	
減	納税充当金から支出した事業税等の金額	12			
	受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八(一)「13」又は「26j」)	13		※	
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26j」)	14		※	
	受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	15		※	
	適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額	16		※	
	法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額	17		※	
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額	18		※	
	通 算 法 人 に 係 る 減 算 額 (別表四付表「10j」)	19		※	
	小 計	20		外※	
	仮 計 (1)+(11)-(22)	21		外※	
対 象 純 支 払 子 等 の 損 金 不 算 入 額 (別表十七(二)の「29」又は「34」)	22		そ の 他		
	超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七(二)の「10」)	23	△	※	△
	仮 計 (23)から(25)までの計	24		外※	
	寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	25		そ の 他	
	沖縄の指定法人又は国家戦略特別区域における指定法人の所得の特例除額又は要加算調整額の益金算入額 (別表十一(一)「15」若しくは別表十二(一)「18」又は別表十(一)「16」若しくは別表十二(一)「11」)	26		※	
	法 人 税 額 控 除 額 除 外 の 所 得 税 額 (別表六(一)「6」の「3」)	27		そ の 他	
	税 額 控 除 の 対 象 と な る 外 国 法 人 税 の 額 (別表六(二)の「7」)	28		そ の 他	
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表六(五)の「5」の②「別表十七(三)の「6」)	29		そ の 他	
	組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「10」)	30			
	対 外 船 舶 運 転 航 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 収 入 金 額 に 係 る 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 益 金 算 入 額 (別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	31		※	
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別表九(一)「13」)	32		外※		
	特定目的会社等の支配配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額 (別表七(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」)	33	△	△	
	中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	34		※	
	非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額 (34)から(38)までの計	35		外※	
	更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額 (別表七(三)「9」又は「21」)	36	△	※	△
	通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 (別表七(三)「5」又は「11」)	37		※	
	当 初 配 賦 欠 損 金 控 除 額 の 益 金 算 入 額 (別表七(二)付表「23の計」)	38		外※	
	差 引 計 (39)+(40)±(41)+(42)	39		外※	
	欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表七(一)「4」の計「別表七(四)「10」)	40	△	※	△
	總 計 (43)+(44)	41		外※	
新 規 採 掘 鉱 費 又 は 海 外 新 規 採 掘 鉱 費 の 特 別 控 除 額 (別表十(三)「43」)	42		※	△	
	農 業 経 営 基 盤 強 化 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十四)「10」)	43	△	△	
	農 用 地 等 を 取 得 し た 場 合 の 庄 園 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十四)「43」)	44	△	△	
	関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額 又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)	45	△	△	
	特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特 別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十六(六)「15」-「11」)	46		※	
	残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業 税の損金算入額	47	△	△	
	所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	48	△ 5,000,000	△ 5,000,000	外※

[illegible]

別表一 各事業年度の所得に係る申告書―内国法人の分…令四・四・一以後終了事業年度等分

欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書				事業年度 X2・4・1 X3・3・31	法人名 S1社
控除前所得金額 (別表四「43の①」)		1	損金算入限度額 (1) × $\frac{50 \text{ 又は } 100}{100}$		2
事業年度	区 分	控除未済欠損金額		当期控除額 (当該事業年度の(3)と(2)－当該事業年度の(4)の合計額)のうち少ない金額	翌期繰越額 (3)－(4)又は(別表七(四)「15」)
		3	4	5	
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	円		円	
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				円
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
・ ・ ・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失				
計					
当欠損金額 (別表四「52の①」)		5,000,000	欠損金の繰戻し額		
同上のうち	災害損失金				
分	青色欠損金	5,000,000	3,222,222	1,777,778	
合 計				1,777,778	
災害により生じた損失の額の計算					
災害の種類		棚卸資産		固定資産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む。)	
災害を受けた資産の別		①	②	計 ①+②	
当期の欠損金額 (別表四「52の①」)		6		円	
災害により生じた損失の額	資産の滅失等により生じた損失の額	7	円	円	
	被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額	8			
	被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額	9			
	計 (7)+(8)+(9)	10			
保険金又は損害賠償金等の額		11			
差引災害により生じた損失の額 (10)－(11)		12			
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額		13			
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額		14			
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額 (6の③)と(13の③)－(14の③)のうち少ない金額		15			
繰越控除の対象となる損失の額 (6の③)と(12の③)－(14の③)のうち少ない金額		16			

別表七(一) 令四・四・一以後終了事業年度分

[illegible]

別表七(二) 令四・四・一以後終了事業年度分

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書

通算対象外欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書				事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S 1 社				
通 算 対 象 欠 損 金 額 又 は 通 算 対 象 所 得 金 額 の 計 算											
所得事業年度で ある場合	通 算 前 所 得 金 額 (別表四「39の①」+「40の①」)		1	円	欠損事業年度	通 算 前 欠 損 金 額 ((別表四「39の①」+「40の①」) が 0 を 下回る場合のその下回る額)		6	5,000,000		
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」)－(1)		2			調 整 通 算 前 欠 損 金 額 (6)又は(16)		7			
	計 (1) + (2)		3			他の通算法人の調整通算前欠損金額の 合計額 (別表十八(一)「28の計」)－(7)		8			
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の 合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のう ち少ない金額)		4			計 (7) + (8)		9			
	通 算 対 象 欠 損 金 額 (4) × $\frac{(1)}{(3)}$		5			他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のう ち少ない金額)		10			
	通 算 対 象 所 得 金 額 (10) × $\frac{(7)}{(9)}$		11								
通 算 前 欠 損 金 額 の 調 整 計 算 の 明 細											
多額の償却費が生ずる事業 年度である場合の通算対象 外欠損金額 (6)		制 限 対 象 額		特定資産譲渡等損失額 (19)		通算対象外欠損金額 (12)又は((6)と((13) + (14))のうち少ない金額)		調整通算前欠損金額 (6)－(15)			
12		13		14		15		16			
		円		円 1,000,000		円 1,000,000		円			
適 用 期 間 に お い て 生 ず る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 の 計 算 の 明 細											
支 配 関 係 発 生 日		・ ・		当期中の適用期間における特定資産の譲渡 等による損失の額		17		円			
通算承認の効力が生じた日以後3年を経過する 日と支配関係発生日以後5年を経過する日との うちいずれか早い日		・ ・		当期中の適用期間における特定資産の譲渡 等による利益の額		18					
当 期 中 の 適 用 期 間		・ ・ ・ ・		特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 (((17)－(18))又は(別表七の三付表二「 6」))－(別表七の三付表一「5」又は「9」)		19					
支 配 関 係 事 業 年 度 開 始 日 に お け る 時 価 が 帳 簿 価 額 を 下 回 っ て い な い 資 産 の 明 細											
名 称 等		時 価		帳 簿 価 額		名 称 等		時 価		帳 簿 価 額	
		円		円				円		円	

別表七の三
令四・四・一以後終了事業年度分

S 2 社

所得の金額の計算に関する明細書

事業 年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S 2 社
----------	-------------------	-----	-------

別表
四
・
一
以後終了事業年度分

令和 年 月 日 税務署長殿		青色申告 一連番号
納税地	電話() -	整理番号
フリガナ		事業年度(主)
法人名	S 2 社	売上金額
法人番号		申告年月日
フリガナ		延滞付加 確認 庁指定 再指定 指導等 区分
代表者		申告区分
代表者住所		法人税

令和 X 2 年 4 月 1 日	事業年度分の法人税	申告書
令和 X 3 年 3 月 3 1 日	課税事業年度分の地方法人税	申告書
申告期間		税理士法第30条の書面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	1	1	0
法人税額 (52) + (53) + (54)	2		
法人税額の特別控除額 (別表六「5」)	3		
税額控除超過額 相当額等の加算額	4		
上乗税土地譲渡利益金額 (別表二「1」) + 事業 の譲渡利益(別表二「2」)	5	0	0
同上に対する税額 控除(74) + (75) + (76)	6		
留課税留保金額 (別表三「4」)	7	0	0
同上に対する税額 控除(別表三「8」)	8		
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9		
法人税額の繰戻しによる 還付請求税額	10		
控除税額 (10) - (11) + (12)のうち 差引(10) - (11) + (12)	11		
控除税額 (10) - (11) + (12)のうち 差引(10) - (11) + (12)	12		
所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	13	0	0
中間申告分の法人税額	14	0	0
繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」) 繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」)	15	0	0
繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」) 繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」)	29		
繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」) 繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」)	30		
繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」) 繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」)	31	0	0
繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」) 繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」)	32		
繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」) 繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」)	33		
繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」) 繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」)	34		
繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」) 繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」)	35		
繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」) 繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」)	36		
繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」) 繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」)	37		
繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」) 繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」)	38		
繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」) 繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」)	39	0	0
繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」) 繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」)	40	0	0
繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」) 繰引確定(中間申告の場 合)の法人税額(別表二「1」)	41	0	0

別表
一
各事業年度の所得に係る申告書
・
内国法人の分
・
令四・四・一以後終了事業年度分

御注意
「52」の①欄の金額は「②」欄の金額に「③」欄の金額を加算し、これから「※」欄の金額を加減した額と符合することになります。

区 分	総 額	留 保	社 外 流 出
①	円	円	円
当期利益又は当期欠損の額	1		
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2		
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3		
損金経理をした納税充当金	4		
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延滞分を除く。)及び過徴税	5		
減価償却の償却超過額	6		
役員給与の損金不算入額	7		
交際費等の損金不算入額	8		
通算法人に係る加算額 (別表四付表「5」)	9		
小 計	10		
減価償却超過額の当期認容額	11		
納税充当金から支出した事業税等の金額	12		
受取配当等の益金不算入額 (別表八「一」「13」又は「26」)	13		
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八「二」「26」)	14		
受贈益の益金不算入額	15		
適格現物分配に係る益金不算入額	16		
法人税等の中間納付額及び過徴納に係る還付金額	17		
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	18		
通算法人に係る減算額 (別表四付表「10」)	19		
小 計	20		
仮 (1) + (11) - (22)	21		
対象純支払利子等の損金不算入額 (別表十七「二」の「29」又は「34」)	22		
超過利子額の損金算入額 (別表十七「二」の「30」)	23		
仮 (23)から(25)までの計	24		
寄附金の損金不算入額 (別表十四「二」「24」又は「40」)	25		
非課税の特定人又は国家機関特別区域における特定法人の所得の特別控除又は更なる課税調整の益金算入額 (別表十「一」「18」若しくは別表十「二」「10」又は別表十「三」「16」若しくは別表十「四」「11」)	26		
法人税額から控除される所得税額 (別表六「一」「6」)	27		
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六「二」の「7」)	28		
分配調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額 等相当額 (別表六「五」の「5」の②) + 別表十七「三」の「1」)	29		
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九「二」「10」)	30		
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の 損金算入額又は益金算入額 (別表十「四」「20」, 「21」又は「23」)	31		
合 (26) + (27) ± (28) + (30) + (31) + (32) ± (33)	32		
契約者配当の益金算入額 (別表九「一」「13」)	33		
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益 の分配等の損金算入額 (別表十「八」「13」, 別表十「九」「11」又は別表十「十」「16」若しくは「33」)	34		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	35		
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額 又は譲渡損失額 (34)から(38)までの計	36		
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の 損金算入額 (別表七「三」「9」又は「21」)	37		
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 (別表七「三」「5」又は「11」)	38		
当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (別表七「二」付表「23」の計)	39		
差 引 計	40		
(39) + (40) ± (41) + (42)	41		
欠損金又は災害損失金額等の当期控除額 (別表七「一」「4」の計) + 別表七「四」「10」)	42		
総 (43) + (44)	43		
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十三「3」「43」)	44		
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二「十四」「10」)	45		
農用地等取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二「十四」「43」の計)	46		
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額 又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二「十一」「15」, 別表十二「十二」「10」又は別表十二「十五」「12」)	47		
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の 特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十六「六」「15」 - 「11」)	48		
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業 税の損金算入額	49		
所得金額又は欠損金額	50		
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	51	0	0
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	52	0	0

令四・四・一以後終了事業年度分

【事例２】

同一の欠損事業年度において青色災害損失欠損金額とそれ以外の青色欠損金額がある場合
＝ 青色災害損失欠損金額を２期前、それ以外の青色欠損金額を１期前に繰戻して還付請求を行うケース

【問】

当Ｐグループは、親法人Ｐ社、子法人Ｓ１社及び子法人Ｓ２社（いずれも年１回３月決算の中小企業者等に該当します。）の計３社で構成され、グループ通算制度の適用を受けています。

Ｐ社、Ｓ１社及びＳ２社は、いずれも前期まで連続して確定申告（青色申告）をしており、また、当期についても期限内に確定申告（青色申告）をする予定であり、当期の確定申告に当たって必要な金額の計算を終えています。

ここで、当期中のＸ２年１１月１日に発生した火災でＳ２社の商品が焼失して災害損失欠損金額が生じたため、当期の確定申告書（青色申告書）の提出の際に、併せて、以下の還付請求を行うことができる法人については、それぞれその還付請求を行うことを考えています。

- ① この災害損失欠損金額について、グループ通算制度を適用した「災害損失の繰戻しによる還付請求書」による繰戻し還付請求（Ｘ１年３月期に繰戻し）
- ② 当期に係る上記の災害損失欠損金額以外の欠損金額について、通算制度を適用した「欠損金の繰戻しによる還付請求書」による繰戻し還付請求（Ｘ２年３月期に繰戻し）

なお、Ｐ社、Ｓ１社及びＳ２社の前期及び前々期（＝還付所得事業年度）の所得金額、法人税額及び地方法人税額並びに当期（＝欠損事業年度）の欠損金額の状況は以下のとおりです（本事例では適用税率は２３．２％と仮定しています。）。

（単位：円）

		Ｐ社	Ｓ１社	Ｓ２社
(Ｘ１年３月期) 前々期（還付所得事業年度）	所得金額	4,000,000	2,000,000	0
	法人税額	928,000	464,000	0
	地方法人税額	95,500	47,700	0
(Ｘ２年３月期) 前期（還付所得事業年度）	所得金額	4,000,000	2,000,000	0
	法人税額	928,000	464,000	0
	地方法人税額	95,500	47,700	0
(Ｘ３年３月期) 当期（欠損事業年度） 【確定申告】	欠損金額	0	5,000,000	5,000,000
	うち災害損失欠損金額	0	0	1,500,000
	欠損金額のうち 通算対象外欠損金額	0	^(※) 1,000,000	0

（※）の金額は法６４の６①に規定する特定資産譲渡等損失額に該当

このとき、

- (1) 上記①の災害損失欠損金額について、Ｐ社、Ｓ１社及びＳ２社のうちどの法人が、グループ通算制度を適用した災害損失の繰戻しによる還付請求を行うことができますか。

- (2) 上記②の災害損失欠損金額以外の欠損金額について、Ｐ社、Ｓ１社及びＳ２社のうちどの法人が、グループ通算制度を適用した欠損金の繰戻しによる還付請求を行うことができますか。
- (3) 上記(1)又は(2)の法人は、「災害損失の繰戻しによる還付請求書」又は「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を具体的にどのように記載すればよいですか。
また、Ｐ社、Ｓ１社及びＳ２社は、この欠損事業年度の確定申告に係る関係別表を具体的にどのように記載すればよいですか。

【答】

- (1) Ｐ社及びＳ１社がこの還付請求を行うことができます。
- (2) Ｐ社及びＳ１社がこの還付請求を行うことができます。
- (3) それぞれ、次のとおり記載します。

【事例２の各法人が作成を要する書類例】

《前々期に係る繰戻し還付請求関係》

- Ｐ社：災害損失の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書
- Ｓ１社：災害損失の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書

《前期に係る繰戻し還付請求関係》

- Ｐ社：欠損金の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書
- Ｓ１社：欠損金の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

《欠損事業年度の確定申告関係（別表）》

- Ｐ社：別表１、４
- Ｓ１社：別表１、４、７(1)、７(2)、７の３
- Ｓ２社：別表１、４、７(1)、災害により生じた損失の額に関する明細書（７(1)添付書類）、７(2)

P 社

災害損失の繰戻しによる還付請求書

※整理番号

※通算グループ整理番号

令和 年 月 日

納税地
(フリガナ)
法人名等
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

〒
電話() -

P社

税務署長殿

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。
記

災害欠損事業年度

自令和X2年4月1日
至令和X3年3月31日

確定申告書
(中間)

還付所得事業年度

自令和X0年4月1日
至令和X1年3月31日

災害のあった日

令和 年 月 日

災害の詳細

区分

請求金額

※金額

災害欠損事業年度の災害損失欠損金額

災害損失欠損金額

(1)

1,000,000

円

災害損失欠損金額のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額

(2)

1,000,000

還付所得事業年度の所得金額

所得金額

(3)

4,000,000

既に災害損失又は欠損金の繰戻しを行った金額

(4)

0

差引所得金額((3)-(4))

(5)

4,000,000

納付の確定した法人税額

(6)

928,000

仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額

(7)

控除税額

(8)

使途秘匿金額に対する税額

(9)

00

課税土地譲渡利益金額に対する税額

(10)

税額控除超過額相当額等の加算額

(11)

法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))

(12)

928,000

既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額

(13)

差引法人税額((12)-(13))

(14)

928,000

還付金額((14)×(2)÷(5))

(15)

232,000

請求期限

令和 年 月 日

確定申告書等提出年月日

令和X3年5月31日

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
漁協・農協 本所・支所
預金 口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号
3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合
郵便局名等

税理士署名

※税務署
処理欄

部門

決算期

業種番号

番号

整理簿

備考

通信日付印

年月日

確認

通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書

		事業年度	X2.4.1 X3.3.31	法人名	P社		
災害のあった法人名		S 2社		災害のあった日		令和 X2年 11月 1日	
災害の詳細		令和X2年11月1日に発生した火災でS2社の商品が焼失					
繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額(法人税法第80条第8項)の計算							
法人名			通算親法人	S 1社	S 2社		計
			P社				
災害損失欠損金額		(1)	0	0	1,500,000		1,500,000
通 算 対 象 外 欠 損 金 額 以 外 分	通算対象外欠損金額	(2)	0	1,000,000	0		1,000,000
	(2)のうち災害損失の繰戻しの対象とされる金額 ((1)と(2)のいずれか少ない金額)	(3)	0	0	0		0
	通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額((1)－(2))(マイナスの場合は0)	(4)	0	0	1,500,000		1,500,000
	前の前2年以内事業年度の所得金額	(5)	4,000,000	2,000,000	0		6,000,000
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(6)	0	0	0		0
	差引((5)－(6)) (マイナスの場合は0)	(7)	4,000,000	2,000,000	0		6,000,000
	前2年以内事業年度の所得金額	(8)	4,000,000	2,000,000	0		6,000,000
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	0	0	0		0
	差引((8)－(9)) (マイナスの場合は0)	(10)	4,000,000	2,000,000	0		6,000,000
	繰戻し対象となる災害損失欠損金額	(11)	8,000,000	4,000,000	0		12,000,000
	(3)を超える差引前2年以内事業年度の所得合計額 ((11)－(3)) (マイナスの場合は0)	(12)	8,000,000	4,000,000	0		12,000,000
	他の通算法人の(12)の合計額 ((12)の計)－(12))	(13)	4,000,000	8,000,000	12,000,000		
	通算対象外欠損金額以外の災害欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額 ((4)の計)×(12)÷((12)+(13))	(14)	1,000,000	500,000	0		1,500,000
	繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額 ((3)+(14))	(15)	1,000,000	500,000	0		1,500,000
	還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書						
(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額		(16)	1,000,000	500,000	0		1,500,000
事業年度別	(5)の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	①	1,000,000	500,000	0		1,500,000
	(8)の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	②	0	0	0		0
災害損失の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第13項)とされるため、欠損金の繰越控除及び欠損金の繰戻還付の対象とならない金額の計算							
法人名			通算親法人	S 1社	S 2社		計
			P社				
発生災害損失欠損金額(1)		(a)	0	0	1,500,000		1,500,000
(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額(16)		(b)	1,000,000	500,000	0		1,500,000
(a)と(b)のいずれか少ない金額		(c)	0	0	0		0
通 算 対 象 外 欠 損 金 額 以 外 分	通算対象外欠損金額(2)	(d)	0	1,000,000	0		1,000,000
	災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分 ((c)と(d)のいずれか少ない金額)	(e)	0	0	0		0
	通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額(4)	(f)	0	0	1,500,000		1,500,000
	(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額(b)	(g)	1,000,000	500,000	0		1,500,000
	通算対象外欠損金額を超えない災害損失欠損金額(3)	(h)	0	0	0		0
	還付所得事業年度に繰り戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分 ((g)－(h)) (マイナスの場合は0)	(i)	1,000,000	500,000	0		1,500,000
	通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額の合計額(4)の計	(j)					1,500,000
	災害損失の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分 ((f)×(i)の計)÷(j)の計))	(k)	0	0	1,500,000		1,500,000
	災害損失の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額 ((e)+(k))	(l)	0	0	1,500,000		1,500,000

(令和4年4月1日以後開始事業年度分)

所得の金額の計算に関する明細書

事業 年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	P 社
----------	-------------------	-----	-----

別表四
令四・四・一以後終了事業年度分

区 分		総 額	留 処 保	社 外 流 出
		①	②	③
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1	円	円	配 当 そ の 他
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2			
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3			
損金経理をした納税充当金	4			
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延滞分を除く。)及び過怠税	5			そ の 他
減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	6			
役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	7			そ の 他
交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額	8			そ の 他
通 算 法 人 に 係 る 加 算 額 (別表四付表5)	9			外 資
小 計	10			
減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	11			外 資
納税充当金から支出した事業税等の金額	13			
受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八(一)「13」又は「26」)	14			※
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	15			※
受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	16			※
適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額	17			※
法人税等の中間納付額及び過払額に係る還付金額	18			
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			※
通 算 法 人 に 係 る 減 算 額 (別表四付表10)	20			※
小 計	21			
反 計	22			外 資
反 計	23			外 資
対 象 純 支 払 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 (別表十七(二)の二)「29」又は「34」)	24			そ の 他
超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七(二)の三)「10」)	25	△		※ △
反 計	26			外 資
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	27			そ の 他
非課税の認定人又は認定船舶特別区域における認定法人の所得の特別控除額又は更追加算調整額の益金算入額 (別表十(一)「18」若しくは別表十(二)「10」又は別表十(一)「16」若しくは別表十(二)「11」)	28			※
法 人 税 額 か ら 控 除 さ れ る 所 得 税 額 (別表六(一)「60」)	29			そ の 他
税 額 控 除 の 対 象 と な る 外 国 法 人 税 の 額 (別表六(二)の二)「7」)	30			そ の 他
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表六(五)の二)「5」の②、別表十七(三)の六)「1」)	31			そ の 他
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「10」)	32			
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表十四)「20」、「21」又は「23」)	33			※
合 計 (26) + (27) ± (28) + (30) + (31) + (32) ± (33)	34			外 資
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別表九(一)「13」)	35			
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額 (別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」)	36	△		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37			※
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38			※
差 引 計 (34)から(38)までの計	39			外 資
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額 (別表七(三)「9」又は「21」)	40	△		※ △
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 (別表七(三)「5」又は「11」)	41			※
当 初 配 賦 欠 損 金 控 除 額 の 益 金 算 入 額 (別表七(二)付表一「23」の計)	42			※
差 引 計 (39) + (40) ± (41) + (42)	43			外 資
欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表七(一)「4」の計、別表七(四)「10」)	44	△		※ △
総 計 (43) + (44)	45			外 資
新 規 採 掘 費 又 は 海 外 新 規 採 掘 費 の 特 別 控 除 額 (別表十三)「43」)	46			※ △
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十四)「10」)	47	△	△	
農用地等取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十四)「43」の計)	48	△	△	
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)	49	△		
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十六(六)「15」又は「11」)	50			※
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△	△	
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	52	0	0	外 資

御注意 「52」の①欄の金額は、「52」の②欄の金額は、「52」の③欄の金額を加算し、これから「52」の金額を加減計算した額と符合することになります。

令和 年 月 日 税務署長殿		青色申告 一連番号	
納税地 フリガナ 法人名 P 社 法人番号 フリガナ 代表者 代表者住所		整理番号 事業年度 (主) 売上金額 申告年月日 延滞日 確認 庁指定 再指定 指導等 区分 申告区分 法人税 市町村民税 道府県民税 法人税 市町村民税 道府県民税	
令和 X 2 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税 申告書 課税事業年度分の地方法人税 申告書 令和 X 3 年 3 月 3 1 日 中間申告の場合の計算期間 令和 年 月 日 税理士法第30条の1の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有		通算額調整書提出の有無 税理士法第30条の1の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有	
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	1	1	0
法人税額 (52) + (53) + (54)	2		
法人税額の特別控除額 (別表六「15」)	3		
税額控除超過額 相当額等の加算額	4		
上乗税土地譲渡利益金額 (別表七「1」)	5	0	0
同上に対する税額 控除額 (74) + (75) + (76)	6		
留課税留保金額 (別表三「14」)	7	0	0
同上に対する税額 控除額 (別表三「18」)	8		
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9		0
法人税額の特別控除額 (別表六「15」)	10		
税額控除の対 象となる外国法人税の額 (別表六(二)の二)「7」)	11		
控除税額 (9) - (10) - (11) ± (8)のうちの金額	12		
差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	13	0	0
中間申告分の法人税額	14	0	0
加引確定/中間申告の繰戻しによる 法人税額(別表七「1」)	15	0	0
課税額 (13) + (14) ± (15)	16		
課税額 (13) + (14) ± (15)	17		
課税額 (13) + (14) ± (15)	18		
課税額 (13) + (14) ± (15)	19		
課税額 (13) + (14) ± (15)	20		
課税額 (13) + (14) ± (15)	21		
課税額 (13) + (14) ± (15)	22		
課税額 (13) + (14) ± (15)	23		
課税額 (13) + (14) ± (15)	24		
課税額 (13) + (14) ± (15)	25		
課税額 (13) + (14) ± (15)	26		0
課税額 (13) + (14) ± (15)	27		0
課税額 (13) + (14) ± (15)	28		
課税額 (13) + (14) ± (15)	29		
課税額 (13) + (14) ± (15)	30		
課税額 (13) + (14) ± (15)	31	0	0
課税額 (13) + (14) ± (15)	32		
課税額 (13) + (14) ± (15)	33		
課税額 (13) + (14) ± (15)	34		
課税額 (13) + (14) ± (15)	35		
課税額 (13) + (14) ± (15)	36		
課税額 (13) + (14) ± (15)	37		
課税額 (13) + (14) ± (15)	38		
課税額 (13) + (14) ± (15)	39	0	0
課税額 (13) + (14) ± (15)	40	0	0
課税額 (13) + (14) ± (15)	41	0	0

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分...令四・四・一以後終了事業年度等分

税理士
署名

S 1 社

災害損失の繰戻しによる還付請求書

※整理番号

※通算グループ整理番号

令和 年 月 日

納税地
(フリガナ)
法人名等
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
代表者住所
事業種目

〒
電話() -

税務署長殿

法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり災害損失の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。
記

災害欠損事業年度

自令和X2年4月1日
至令和X3年3月31日

(確定申告書)
中間

還付所得事業年度

自令和X0年4月1日
至令和X1年3月31日

災害のあった日

令和 年 月 日

災害の詳細

区分

請求金額

※金額

災害欠損事業年度の災害損失欠損金額

災害損失欠損金額

(1)

500,000

円

繰戻しによる還付所得事業年度の災害損失欠損金額

同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額

(2)

500,000

還付所得事業年度の所得金額

所得金額

(3)

2,000,000

繰戻しによる災害損失欠損金の繰戻しを行った金額

差引所得金額((3)-(4))

(4)

0

差引所得金額

(5)

2,000,000

納付の確定した法人税額

仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額

(6)

464,000

控除税額

(7)

使途秘匿金額に対する税額

課税土地譲渡利益金額に対する税額

(8)

00

税額控除超過額相当額等の加算額

法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))

(9)

既に災害損失又は欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額

差引法人税額((12)-(13))

(10)

464,000

還付金額((14)×(2)÷(5))

(11)

116,000

請求期限

令和 年 月 日

確定申告書等提出年月日

令和X3年5月31日

還付を受けようとする金融機関等

1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
漁協・農協 本所・支所
預金 口座番号

2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
貯金口座の記号番号
3 郵便局等の窓口での受取りを希望する場合
郵便局名

税理士署名

※税務署
処理欄

部門

決算期

業種番号

番号

整理簿

備考

通信日付印

年月日

確認

通算法人の繰戻しの対象となる災害損失欠損金額とされる金額に関する明細書

		事業年度	X2.4.1 X3.3.31	法人名	S1社		
災害のあった法人名		S2社		災害のあった日		令和X2年11月1日	
災害の詳細		令和X2年11月1日に発生した火災でS2社の商品が焼失					
繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額(法人税法第80条第8項)の計算							
法人名		通算親法人	S1社	S2社		計	
		P社					
災害損失欠損金額		(1)	0	1,500,000		1,500,000	
通算対象外欠損金額		(2)	0	1,000,000	0	1,000,000	
(2)のうち災害損失の繰戻しの対象とされる金額((1)と(2)のいずれか少ない金額)		(3)	0	0	0	0	
通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額((1)-(2))(マイナスの場合は0)		(4)	0	1,500,000		1,500,000	
通算災害損失欠損金額	前2年以内事業年度の所得金額	(5)	4,000,000	2,000,000	0	6,000,000	
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(6)	0	0	0	0	
	差引((5)-(6))(マイナスの場合は0)	(7)	4,000,000	2,000,000	0	6,000,000	
	前2年以内事業年度の所得金額	(8)	4,000,000	2,000,000	0	6,000,000	
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	0	0	0	0	
	差引((8)-(9))(マイナスの場合は0)	(10)	4,000,000	2,000,000	0	6,000,000	
	差引合計額((7)+(10))	(11)	8,000,000	4,000,000	0	12,000,000	
	(3)を超える差引前2年以内事業年度の所得合計額((11)-(3))(マイナスの場合は0)	(12)	8,000,000	4,000,000	0	12,000,000	
	他の通算法人の(12)の合計額((12の計)-(12))	(13)	4,000,000	8,000,000	12,000,000		
	通算対象外欠損金額以外の災害欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額((4の計)×(12)÷((12)+(13))	(14)	1,000,000	500,000	0	1,500,000	
繰戻しの対象となる欠損事業年度の災害損失欠損金額とされる金額((3)+(14))		(15)	1,000,000	500,000	0	1,500,000	
還付所得事業年度に繰り戻す金額の明細書							
(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額		(16)	1,000,000	500,000	0	1,500,000	
事業年度明細	(5)の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	①	1,000,000	500,000	0	1,500,000	
	(8)の事業年度に繰り戻す災害損失欠損金額	②	0	0	0	0	
災害損失の繰戻し還付の基礎となった金額(法人税法第80条第13項)とされるため、欠損金の繰越控除及び欠損金の繰戻し還付の対象とならない金額の計算							
法人名		通算親法人	S1社	S2社		計	
		P社					
発生災害損失欠損金額(1)		(a)	0	1,500,000		1,500,000	
(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額(16)		(b)	1,000,000	500,000	0	1,500,000	
(a)と(b)のいずれか少ない金額		(c)	0	0	0	0	
通算対象外欠損金額(2)		(d)	0	1,000,000	0	1,000,000	
災害損失の繰戻し還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分((c)と(d)のいずれか少ない金額)		(e)	0	0	0	0	
通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額(4)		(f)	0	1,500,000		1,500,000	
通算災害損失欠損金額	(15)のうち前2年以内に開始した還付所得事業年度に繰り戻す金額(b)	(g)	1,000,000	500,000	0	1,500,000	
	通算対象外欠損金額を超えない災害損失欠損金額(3)	(h)	0	0	0	0	
	還付所得事業年度に繰り戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分((g)-(h))(マイナスの場合は0)	(i)	1,000,000	500,000	0	1,500,000	
	通算対象外欠損金額を超える災害損失欠損金額の合計額(4の計)	(j)				1,500,000	
	災害損失の繰戻し還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の災害損失欠損金額分((f)×(iの計)÷(jの計))	(k)	0	1,500,000		1,500,000	
	災害損失の繰戻し還付の基礎となった金額とされる金額((e)+(k))	(l)	0	1,500,000		1,500,000	

(令和4年4月1日以後開始事業年度分)

欠損金の繰戻しによる還付請求書										※整理番号				
										※通算グループ整理番号				
令和 年 月 日 税務署長殿										納 税 地		〒		
										(フリガナ)		電話() -		
										法 人 名 等		S 1 社		
										法 人 番 号				
										(フリガナ)				
										代 表 者 氏 名				
										代 表 者 住 所		〒		
										事 業 種 目		業		
法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。														
記														
欠 損 事 業 年 度		自 令和 X 2 年 4 月 1 日 至 令和 X 3 年 3 月 31 日		還付所得事業年度		自 令和 X 1 年 4 月 1 日 至 令和 X 2 年 3 月 31 日								
区 分				請 求 金 額		※ 金 額								
欠損事業年度の欠損金額		欠 損 金 額		(1)	2,500,000 円				円					
		同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額		(2)	2,000,000									
還付所得事業年度の所得金額		所 得 金 額		(3)	2,000,000									
		既に欠損金の繰戻しを行った金額		(4)	0									
		差引所得金額((3)-(4))		(5)	2,000,000									
還付所得事業年度の法人税額		納 付 の 確 定 し た 法 人 税 額		(6)	464,000									
		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		(7)										
		控 除 税 額		(8)										
		使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額		(9)	00									
		課税土地譲渡利益金額に対する税額		(10)										
		税額控除超過額相当額等の加算額		(11)										
		法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))		(12)	464,000									
		既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額		(13)	0									
差引法人税額((12)-(13))		(14)	464,000											
還 付 金 額 ((14) × (2) / (5))		(15)	464,000											
請 求 期 限		令和 X 3 年 5 月 31 日		確定申告書提出年月日		令和 X 3 年 5 月 31 日								
還付を受けようとする金融機関等		1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合										
		銀行 本店・支店 出 張 所 金庫・組合 本所・支所 漁協・農協 預金 口座番号		貯金口座の記号番号 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等										
この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し														
税 理 士 署 名														
※税務署 部 決算 業種 番号 整理 備考 通信 年月日 確認														

04.06

(令和4年4月1日以後開始事業年度分)

通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

		事業年度	X 2 . 4 . 1 X 3 . 3 . 31	法人名	S 1 社		
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額(法人税法第80条第7項)の計算							
法人名		通算親法人	P 社	S 1 社	S 2 社		計
欠損金額	(1)	0	5,000,000	5,000,000			10,000,000
通 欠 算 損 対 金 象 額 外 分	通算対象外欠損金額	(2)	0	1,000,000	0		1,000,000
	(2)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(3)	0	0	0		0
	通算対象外欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額 ((2)-(3))	(4)	0	1,000,000	0		1,000,000
通 以 算 外 対 の 象 欠 損 金 額	(2)を超える欠損金額((1)-(2)) (マイナスの場合は0)	(5)	0	4,000,000	5,000,000		9,000,000
	(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(6)	0	0	1,500,000		1,500,000
	差引((5)-(6))	(7)	0	4,000,000	3,500,000		7,500,000
	前1年内事業年度の所得金額	(8)	4,000,000	2,000,000	0		6,000,000
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	0	0	0		0
	差引((8)-(9))	(10)	4,000,000	2,000,000	0		6,000,000
	(4)を超える差引前1年内事業年度の所得金額 ((10)-(4)) (マイナスの場合は0)	(11)	4,000,000	1,000,000	0		5,000,000
	他の通算法人の(11)の合計額 ((11)の計)-(11))	(12)	1,000,000	4,000,000	5,000,000		
額 分	通算対象外欠損金額以外の欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額((7)の計)×((11)/(11)+(12))	(13)	6,000,000	1,500,000	0		7,500,000
	繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額 ((4)+(13))	(14)	6,000,000	2,500,000	0		8,500,000

欠損金の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第12項)とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算							
法人名		通算親法人	P 社	S 1 社	S 2 社		計
発生欠損金額(1)	(a)	0	5,000,000	5,000,000			10,000,000
還付所得事業年度へ繰り戻す金額	(b)	4,000,000	2,000,000	0			6,000,000
(a)と(b)のいずれか少ない金額	(c)	0	2,000,000	0			2,000,000
通 欠 算 損 対 金 象 額 外 分	通算対象外欠損金額(2)	(d)	0	1,000,000	0		1,000,000
	(d)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(e)	0	0	0		0
	差引((d)-(e))	(f)	0	1,000,000	0		1,000,000
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分((c)と(f)のいずれか少ない金額)	(g)	0	1,000,000	0		1,000,000
通 以 算 外 対 の 象 欠 損 金 額	発生欠損金額のうち通算対象外欠損金額を超える部分の金額(7)	(h)	0	4,000,000	3,500,000		7,500,000
	(14)と(b)のいずれか少ない金額	(i)	4,000,000	2,000,000	0		6,000,000
	通算対象外欠損金額(2)	(j)	0	1,000,000	0		1,000,000
	(j)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(k)	0	0	0		0
	差引((j)-(k))	(l)	0	1,000,000	0		1,000,000
	還付所得事業年度へ繰り戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((i)-(l)) (マイナスの場合は0)	(m)	4,000,000	1,000,000	0		5,000,000
分 母	通算対象外欠損金額又は災害損失の繰戻還付の基礎とする金額を超える欠損金額の合計額(7)の計	(n)					9,000,000
額 分	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((h) × (m)の計) / (n)の計)	(o)	0	2,666,667	2,333,333		5,000,000
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額 ((g)+(o))	(p)	0	3,666,667	2,333,333		6,000,000

所得の金額の計算に関する明細書

事業 年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S 1 社
----------	-------------------	-----	-------

別表四
令四・四・一以後終了事業年度分

区 分		総 額	留 処 保	社 外 流 出
①		円	②	③
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1		円	配 当 そ の 他
加 損 金 経 理 を し た 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 (附 帯 税 を 除 く。)	2			
損 金 経 理 を し た 道 府 県 民 税 及 び 市 町 村 民 税	3			
損 金 経 理 を し た 納 税 充 当 金	4			
損 金 経 理 を し た 附 帯 税 (利 子 税 を 除 く。)、加 算 金、延 滞 金 (延 滞 分 を 除 く。) 及 び 過 意 税	5			そ の 他
減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	6			
役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	7			そ の 他
交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額	8			そ の 他
通 算 法 人 に 係 る 加 算 額 (別表四付表5)	9			外 資
小 計	10			
減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	11			外 資
納 税 充 当 金 か ら 支 出 し た 事 業 税 等 の 金 額	12			
受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八(一)「13」又は「26」)	13			※
外 国 子 会 社 か ら 受 け る 剰 余 金 の 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八(二)「26」)	14			※
受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	15			※
適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額	16			※
法 人 税 等 の 中 間 納 付 額 及 び 過 額 納 付 に 係 る 還 付 金 額	17			※
所 得 税 額 等 及 び 欠 損 金 の 繰 戻 し に 係 る 還 付 金 額 等	18			※
通 算 法 人 に 係 る 減 算 額 (別表四付表10)	19			※
小 計	20			
反 計	21			
(1)+(11)-(22)	22			外 資
対 象 純 支 払 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 (別表十七(二)「29」又は「34」)	23			そ の 他
超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七(二)「30」)	24	△		※ △
反 計	25			外 資
(23)から(25)までの計	26			
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	27			そ の 他
外 國 の 定 住 人 又 は 国 家 機 関 特 別 区 域 に お け る 特 別 控 除 額 又 は 更 加 算 調 整 額 の 益 金 算 入 額 (別表十(一)「18」若しくは別表十(二)「19」又は別表十(三)「16」若しくは別表十(四)「11」)	28			※
法 人 税 額 か ら 控 除 さ れ る 所 得 税 額 (別表六(一)「60」)	29			そ の 他
税 額 控 除 の 対 象 と な る 外 国 法 人 税 の 額 (別表六(二)「7」)	30			そ の 他
分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 及 び 外 国 関 係 法 人 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表六(五)の②「5」又は別表七(三)の六「1」)	31			そ の 他
組 合 等 損 失 額 の 損 金 不 算 入 額 又 は 組 合 等 損 失 超 過 計 額 の 損 金 算 入 額 (別表九(二)「10」)	32			
対 外 船 舶 運 送 事 業 者 の 日 本 船 舶 に 係 る 収 入 金 額 に 係 る 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 益 金 算 入 額 (別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	33			※
合 計 (26)+(27)±(28)+(30)+(31)+(32)±(33)	34			外 資
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別表九(一)「13」)	35			
特 定 目 的 公 司 等 の 支 払 配 当 又 は 特 定 目 的 信 託 に 係 る 受 託 法 人 の 利 益 の 分 配 等 の 損 金 算 入 額 (別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」)	36	△		
中 間 申 告 に お け る 繰 戻 し に 係 る 還 付 に 係 る 災 害 損 失 欠 損 金 額 の 益 金 算 入 額	37			※
非 適 格 合 併 又 は 残 余 財 産 の 全 部 分 配 等 に 係 る 移 転 資 産 等 の 譲 渡 利 益 額 又 は 譲 渡 損 失 額	38			※
差 引 計 (34)から(38)までの計	39			外 資
更 生 欠 損 金 又 は 民 事 再 生 等 評 価 換 え が 行 わ れ る 場 合 の 再 生 等 欠 損 金 の 損 金 算 入 額 (別表七(三)「9」又は「21」)	40	△		※ △
通 算 対 象 欠 損 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 通 算 対 象 所 得 金 額 の 益 金 算 入 額 (別表七(三)「5」又は「11」)	41			※
当 初 配 賦 欠 損 金 控 除 額 の 益 金 算 入 額 (別表七(二)付表「23」の計)	42			※
差 引 計 (39)+(40)+(41)+(42)	43			外 資
欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表七(一)「4」の計+別表七(四)「10」)	44	△		※ △
総 計 (43)+(44)	45			外 資
新 規 採 取 費 又 は 海 外 新 規 採 取 費 の 特 別 控 除 額 (別表十(三)「43」)	46			※ △
農 業 経 営 基 盤 強 化 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十四)「10」)	47	△	△	
農 用 地 等 を 取 得 し た 場 合 の 庄 園 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十四)「43」の計)	48	△	△	
農 用 国 際 空 港 用 地 整 備 費 準 備 金 積 立 額、中 部 国 際 空 港 整 備 費 準 備 金 積 立 額 又 は 再 投 資 等 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)	49			
特 別 新 事 業 開 拓 事 業 者 に 対 し 特 定 事 業 活 動 と し て 出 資 を し た 場 合 の 特 別 勘 定 繰 入 額 の 損 金 算 入 額 又 は 特 別 勘 定 取 崩 額 の 益 金 算 入 額 (別表十(六)「15」-「11」)	50			※
残 余 財 産 の 確 定 の 日 の 属 す る 事 業 年 度 に 係 る 事 業 税 及 び 特 別 法 人 事 業 税 の 損 金 算 入 額	51	△	△	
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	52	△ 5,000,000	△ 5,000,000	外 資

御注意
「52」の①欄の金額は、「52」の②欄の金額に「52」の③欄の金額を加算し、これから「52」の④欄の金額を加減算した額と符合することになります。

令和 年 月 日 税務署長殿	青色申告 一連番号	整理番号	事業年度	売上金額	申告年月日	申告区分	法人税
納税地	法人区分	事業種目	同非区分	旧納税地及び旧法人名等	添付書類	申告区分	法人税
フリガナ	代表者	代表者住所	代表者住所	代表者住所	代表者住所	代表者住所	代表者住所
フリガナ	代表者	代表者住所	代表者住所	代表者住所	代表者住所	代表者住所	代表者住所

令和 X 2 年 4 月 1 日	事業年度分の法人税	申告書	申告書	申告書	申告書	申告書	申告書
令和 X 3 年 3 月 31 日	課税事業年度分の地方法人税	申告書	申告書	申告書	申告書	申告書	申告書

所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	1	△ 5,000,000.00	控 所 得 税 の 額 (別表六(一)「16」の③)	16	
法 人 税 額 (52) + (53) + (54)	2		外 国 税 額 (別表六(二)「24」)	17	
法人税額の特別控除額 (別表六(五)「5」)	3		計 (16) + (17)	18	
税額控除超過額 相当額等の加算額	4		控 除 し た 金 額 (12)	19	
上 乗 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額 (別表三(一)「4」)	5	0.00	控 除 し け れ な っ た 金 額 (18) - (19)	20	
同上に対する税額 控除額	6		所得税額等の還付金額 (20)	21	
留 課 税 留 保 金 額 (別表三(一)「4」)	7	0.00	中 間 納 付 額 (14) - (13)	22	
同上に対する税額 控除額	8		欠 損 金 の 繰 戻 し に 係 る 還 付 請 求 税 額	23	580,000
法 人 税 額 計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9		計 (21) + (22) + (23)	24	580,000
税額控除超過額 相当額等の加算額	10		この申告前の所得 金額又は欠損金額 (50)	25	
仮 設 控 除 に 基 づ く 過 大 申 告 の 更正に伴う控除法人税額	11		この申告により納付 される法人税額又は 減少する法人税額 (54)	26	0.00
控 除 税 額 (10) - (11) + (12) + (13) + (14) + (15)	12		大 損 失 又 は 災 害 損 失 金 等 の 災 害 損 失 控 除 額 (別表七(一)「6」又は別表七(二)「7」 若しくは別表七(三)「8」)	27	
差 引 所 得 に 対 す る 法 人 税 額 (9) - (10) - (11) - (12)	13	0.00	型 間 納 付 額 又 は 欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 等 の 災 害 損 失 控 除 額 (別表七(一)「6」又は別表七(二)「7」 若しくは別表七(三)「8」)	28	1,333,333.33
中 間 申 告 分 の 法 人 税 額	14	0.00	この申告による所得 金額又は欠損金額 (50)	29	
加 算 税 額 (別表三(一)「4」)	15	0.00	この申告により納付 される法人税額又は 減少する法人税額 (54)	30	
法 人 税 額 (52) + (53) + (54)	29		外国税額の還付金額 (40) - (39)	42	
留 課 税 留 保 金 額 (別表三(一)「4」)	30	0.00	計 (42) + (43)	43	59,648
課 税 標 準 法 人 税 額 (29) + (30)	31	0.00	この申告による所得 金額又は欠損金額 (50)	44	
地 方 法 人 税 額 (57)	32		この申告により納付 される法人税額 (54)	45	
税額控除超過額 相当額等の加算額	33		利 余 金 ・ 利 益 の 配 当 (剰余金の分配)の金額 (別表七(一)「6」又は別表七(二)「7」 若しくは別表七(三)「8」)	46	
課 税 標 準 法 人 税 額 (29) + (30)	34	0.00	差 引 計 (39)+(40)+(41)+(42)	47	
所得 地方法人税額 (32) + (33) + (34)	35		欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表七(一)「4」の計+別表七(四)「10」)	48	
外 国 税 額 の 控 除 額 (35) - (36) - (37) + (38) + (39)	36		総 計 (43)+(44)	49	
差 引 地 方 法 人 税 額 (35) - (36) - (37) - (38)	37	0.00	新 規 採 取 費 又 は 海 外 新 規 採 取 費 の 特 別 控 除 額 (別表十(三)「43」)	50	
中 間 申 告 分 の 地 方 法 人 税 額	40	0.00	農 業 経 営 基 盤 強 化 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十四)「10」)	51	
加 算 税 額 (別表三(一)「4」)	41	0.00	農 用 地 等 を 取 得 し た 場 合 の 庄 園 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十四)「43」の計)	52	

税 理 士 名	署
---------	---

事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S 1 社
------	-------------------	-----	-------

別表七(一) 令四・四・一以後終了事業年度分

事業 年 度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S 1 社
-----------	-------------------	-----	-------

別表七(二) 令四・四・一以後終了事業年度分

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書

通算対象外欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書				事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S 1 社	
通 算 対 象 欠 損 金 額 又 は 通 算 対 象 所 得 金 額 の 計 算								
所得事業年度で ある場合	通 算 前 所 得 金 額 (別表四「39の①」+「40の①」)	1	円	欠損事業年度	通 算 前 欠 損 金 額 ((別表四「39の①」+「40の①」) が 0 を 下回る場合のその下回る額)	6	5,000,000	
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」)－(1)	2			調 整 通 算 前 欠 損 金 額 (6)又は(16)	7		
	計 (1) + (2)	3			他の通算法人の調整通算前欠損金額の 合計額 (別表十八(一)「28の計」)－(7)	8		
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の 合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のう ち少ない金額)	4			計 (7) + (8)	9		
	通 算 対 象 欠 損 金 額 (4) × $\frac{(1)}{(3)}$	5			他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のう ち少ない金額)	10		
				場 合	通 算 対 象 所 得 金 額 (10) × $\frac{(7)}{(9)}$	11		
通 算 前 欠 損 金 額 の 調 整 計 算 の 明 細								
多額の償却費が生ずる事業 年度である場合の通算対象 外欠損金額 (6)	制 限 対 象 額	特定資産譲渡等損失額 (19)	通算対象外欠損金額 (12)又は((6)と((13) + (14))のうち少ない金額)		調整通算前欠損金額 (6)－(15)			
12	13	14	15		16			
		円	円		円			
		1,000,000	1,000,000					
適 用 期 間 に お い て 生 ず る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 の 計 算 の 明 細								
支 配 関 係 発 生 日	・	・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡 等による損失の額		17	円		
通算承認の効力が生じた日以後3年を経過する 日と支配関係発生日以後5年を経過する日との うちいずれか早い日	・	・	当期中の適用期間における特定資産の譲渡 等による利益の額		18			
当 期 中 の 適 用 期 間	・	・	特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 (((17)－(18))又は(別表七の三付表二「 6」))－(別表七の三付表一「5」又は「9」)		19			
支 配 関 係 事 業 年 度 開 始 日 に お け る 時 価 が 帳 簿 価 額 を 下 回 っ て い な い 資 産 の 明 細								
名 称 等	時 価	帳 簿 価 額	名 称 等		時 価	帳 簿 価 額		
	円	円			円	円		

別表七の三
令四・四・一以後終了事業年度分

S 2 社

所得の金額の計算に関する明細書

事業 年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S 2 社
----------	-------------------	-----	-------

別表四
令四・四・一以後終了事業年度分

区 分		総 額	留 処 保	社 外 流 出
①		円	②	③
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1		円	配 当 そ の 他
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2			
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3			
損金経理をした納税充当金	4			
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延滞分を除く。)及び過徴税	5			そ の 他
減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	6			
役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	7			そ の 他
交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額	8			そ の 他
通 算 法 人 に 係 る 加 算 額 (別表四付表「5」)	9			外 資
小 計	10			
減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	11			外 資
納税充当金から支出した事業税等の金額	13			
受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八(一)「13」又は「26」)	14			※
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	15			※
受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	16			※
適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額	17			※
法人税等の中間納付額及び過徴納に係る還付金額	18			
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19			※
通 算 法 人 に 係 る 減 算 額 (別表四付表「10」)	20			※
小 計	21			
反 計	22			
(1)+(11)-(22)	23			外 資
対 象 純 支 払 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 (別表十七(二)の「29」又は「34」)	24			そ の 他
超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七(二)の「30」)	25	△		※ △
反 計	26			外 資
(23)から(25)までの計	27			
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 (別表十四(二)「24」又は「40」)	28			そ の 他
非課税の特定人又は国家戦略特別区域における特定法人の所得の特別控除又は更に加算調整額の益金算入額 (別表十(一)「18」若しくは別表十(二)「10」又は別表十(一)「16」若しくは別表十(二)「11」)	29			※
法 人 税 額 控 除 対 象 と なる 所 得 税 額 (別表六(一)「6」)	30			そ の 他
税 額 控 除 の 対 象 と なる 外 国 法 人 税 の 額 (別表六(二)「7」)	31			そ の 他
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表六(五)の「5」②、別表十七(三)の「1」)	32			
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(一)「10」)	33			※
対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	34			外 資
合 計 (26)+(27)±(28)+(30)+(31)+(32)±(33)	35			
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別表九(一)「13」)	36	△		
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受益法人の利益の分配等の損金算入額 (別表十(八)「13」、別表十(九)「11」又は別表十(十)「16」若しくは「33」)	37			※
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	38			※
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	39			外 資
差 引 計 (34)から(38)までの計	40	△		※ △
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額 (別表七(三)「9」又は「21」)	41			※
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 (別表七(三)「5」又は「11」)	42			※
当 初 配 賦 欠 損 金 控 除 額 の 益 金 算 入 額 (別表七(二)付表「23」の計)	43			※
差 引 計 (39)+(40)±(41)+(42)	44	△		外 資 △
欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表七(一)「4」の計、別表七(四)「10」)	45			外 資
新 規 採 掘 費 又 は 海 外 新 規 採 掘 費 の 特 別 控 除 額 (別表十三「43」)	46			※ △
農 業 経 営 基 盤 強 化 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十四)「10」)	47	△		
農 用 地 等 を 取 得 し た 場 合 の 庄 園 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十四)「43」の計)	48	△		
農 用 国 際 空 港 用 地 整 備 費 準 備 金 積 立 額、中 部 国 際 空 港 整 備 費 準 備 金 積 立 額、又 は 再 投 資 等 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)	49			※
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十六「15」又は「11」)	50			※
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△	△	
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	52	△5,000,000	△5,000,000	外 資

御注意
「52」の①欄の金額は「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」欄の金額を加減算した額と符合することになります。

令和 X 2 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税	申告書 申告書	令和 X 3 年 3 月 3 1 日 中間申告の場合の計算期間	令和 X 3 年 3 月 3 1 日 申告書提出有	令和 X 3 年 3 月 3 1 日 申告書提出有
所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	1	△ 5,000,000.00		
法人税額 (52) + (53) + (54)	2			
法人税額の特別控除額 (別表六「5」)	3			
税額控除超過額 相当等の加算額	4			
土地譲渡利得金 等(別表七「1」)	5	0.00		
同上に対する税額 減額(別表七「2」)	6			
留課税留保金額 (別表三「4」)	7	0.00		
同上に対する税額 減額(別表三「8」)	8			
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9			
税額控除額 (別表六「5」)	10			
税額控除額 (別表六「5」)	11			
控除税額 (9) - (10) - (11) + (12)	12			
法人税額 (9) - (10) - (11) + (12)	13	0.00		
中間申告分の法人税額	14			
法人税額 (13) + (14)	15	0.00		
法人税額 (13) + (14)	16			
法人税額 (13) + (14)	17			
法人税額 (13) + (14)	18			
法人税額 (13) + (14)	19			
法人税額 (13) + (14)	20			
法人税額 (13) + (14)	21			
法人税額 (13) + (14)	22			
法人税額 (13) + (14)	23			
法人税額 (13) + (14)	24			
法人税額 (13) + (14)	25			
法人税額 (13) + (14)	26			
法人税額 (13) + (14)	27			
法人税額 (13) + (14)	28			
法人税額 (13) + (14)	29			
法人税額 (13) + (14)	30			
法人税額 (13) + (14)	31			
法人税額 (13) + (14)	32			
法人税額 (13) + (14)	33			
法人税額 (13) + (14)	34			
法人税額 (13) + (14)	35			
法人税額 (13) + (14)	36			
法人税額 (13) + (14)	37			
法人税額 (13) + (14)	38			
法人税額 (13) + (14)	39			
法人税額 (13) + (14)	40			
法人税額 (13) + (14)	41			

別表一 各事業年度の所得に係る申告書・内国法人の分……令四・四・一以後終了事業年度等分

[illegible]

令四・四・一以後終了事業年度分

災害により生じた損失の額に関する明細書	事業年度 又は連結 事業年度	X 2・4・1 X 3・3・31	法人名	(S 2 社)
---------------------	----------------------	---------------------	-----	-----------

資 産 の 種 類	災 害 前 の 額 帳 簿 価 値	災 害 に よ り 生 じ た 損 失 の 額				保 険 金 等 の 受 取 額
		資 産 の 減 少 に よ る 損 失	滅 失 の 額	被 害 復 元 費 用 の 損 失	原 則 上 の 補 償 額	
商品 A	円 1,500,000	円 1,500,000	円	円	円 1,500,000	円 0

通算法人の欠損金の翌期繰越額の計算及び控除未済欠損金額の調整計算に関する明細書

[illegible]

令四・四・一以後終了事業年度分

【事例３】

令和２年改正法附則第 35 条第 2 項の規定の適用を受けて「欠損金の繰戻しによる還付請求」を行う場合

【問】

当 P グループは、親法人 P 社、子法人 S 1 社、子法人 S 2 社及び子法人 S 3 社（いずれも年 1 回 3 月決算であり、いずれも中小連結法人又は中小企業者等に該当します。）の計 4 社で構成され、前期まで連結納税制度の適用を受けており、当期からグループ通算制度に移行しました。

当 P グループは、前期まで連続して申告期限内に連結確定申告書を提出しており、また、グループ通算制度に移行した当期についても、期限内に青色申告により確定申告書を提出する予定であり、当期の確定申告に当たって必要な金額の計算を終えています。

P 社、S 1 社、S 2 社及び S 3 社並びに P グループ全体の前期の連結所得金額・個別所得金額、法人税額・法人税額に係る個別帰属額及び地方法人税額・地方法人税額に係る個別帰属額並びに当期の欠損金額の状況は以下のとおりです（本事例では適用税率は 23.2%と仮定しています。）。

（単位：円）

連結納税制度	前期 (X 2 年 3 月期) (還付所得連結事業年度)		P 社	S 1 社	S 2 社	S 3 社	合計 (連結)
連結納税制度		連結所得金額 個別所得金額	9,000,000	▲4,000,000	3,000,000	▲2,000,000	6,000,000
		法人税額 法人税の個別帰属額	2,088,000	▲928,000	696,000	▲464,000	1,392,000
		地方法人税額 地方法人税の個別帰属額	215,064	▲95,584	71,688	▲47,792	143,300
グループ通算制度	当期 (X 3 年 3 月期) (欠損事業年度)	欠損金額	5,000,000	5,000,000	0	0	—
		うち 通算対象外欠損金額	0	1,000,000 ^(※)	0	0	—

(※) の金額は法法 64 の 6 ①に規定する特定資産譲渡等損失額に該当

当 P グループでは、P 社、S 1 社、S 2 社及び S 3 社が当期の確定申告を行うに際し、P 社及び S 1 社に当期に生じた欠損金額について、令和 2 年改正法附則第 35 条第 2 項に定める経過措置により、当期（グループ通算制度への移行 1 期目）を欠損事業年度／前期（連結納税制度適用の最終事業年度）を還付所得事業年度として、欠損金の繰戻しによる還付請求ができる法人についてはその還付請求を行うことを考えていますが、

- (1) P 社、S 1 社、S 2 社及び S 3 社のうち、どの法人がこの還付請求を行うことができますか。
- (2) 上記(1)の法人は、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を具体的にどのように記載すればよいですか。

また、P 社、S 1 社、S 2 社及び S 3 社は、この欠損事業年度の確定申告に係る関係別表を具体的にどのように記載すればよいですか。

【答】

- (1) P 社及び S 2 社がこの還付請求を行うことができます。
- (2) それぞれ、次のとおり記載します。

【事例 3 の各法人が作成を要する書類例】

《繰戻し還付請求関係》

P 社：欠損金の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書、令和 2 年改正法附則第 35 条第 2 項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書

S 2 社：欠損金の繰戻しによる還付請求書、通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書、令和 2 年改正法附則第 35 条第 2 項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書

《欠損事業年度の確定申告関係（別表）》

P 社：別表 1、4、7(1)、7(2)

S 1 社：別表 1、4、7(1)、7(2)、7 の 3

S 2 社：別表 1、4

S 3 社：別表 1、4

P 社

04.06

(令和4年4月1日以後開始事業年度分)

(規格 A 4)

通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

事業年度		X2. 4. 1 X3. 3. 31	法人名	P 社		
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額(法人税法第80条第7項)の計算						
法人名		通算親法人	S 1 社	S 2 社	S 3 社	計
		P 社				
欠損金額	(1)	5,000,000	5,000,000	0	0	10,000,000
通欠 算対 象外 分	通算対象外欠損金額	(2)	0	1,000,000	0	1,000,000
	(2)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(3)	0	0	0	0
	通算対象外欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額 ((2)-(3))	(4)	0	1,000,000	0	1,000,000
	(2)を超える欠損金額 ((1)-(2)) (マイナスの場合は0)	(5)	5,000,000	4,000,000	0	9,000,000
通以 算外 対の 象外 損金 額	(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(6)	0	0	0	0
	差引 ((5)-(6))	(7)	5,000,000	4,000,000	0	9,000,000
	前1年内事業年度の所得金額	(8)	4,500,000	0	1,500,000	6,000,000
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	0	0	0	0
欠損 金額 額	差引 ((8)-(9))	(10)	4,500,000	0	1,500,000	6,000,000
	(4)を超える差引前1年内事業年度の所得金額 ((10)-(4)) (マイナスの場合は0)	(11)	4,500,000	0	1,500,000	6,000,000
	他の通算法人の(11)の合計額 ((11)の計)-(11))	(12)	1,500,000	6,000,000	4,500,000	6,000,000
	通算対象外欠損金額以外の欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額 ((7)の計)×((11)/((11)+(12)))	(13)	6,750,000	0	2,250,000	9,000,000
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額 ((4)+(13))	(14)	6,750,000	1,000,000	2,250,000	0	10,000,000

欠損金の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第12項)とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算						
法人名		通算親法人	S 1 社	S 2 社	S 3 社	計
		P 社				
発生欠損金額(1)	(a)	5,000,000	5,000,000	0	0	10,000,000
還付所得事業年度へ繰戻す金額	(b)	4,500,000	0	1,500,000	0	6,000,000
(a)と(b)のいずれか少ない金額	(c)	4,500,000	0	0	0	4,500,000
通欠 算対 象外 分	通算対象外欠損金額(2)	(d)	0	1,000,000	0	1,000,000
	(d)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(e)	0	0	0	0
	差引 ((d)-(e))	(f)	0	1,000,000	0	1,000,000
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分((c)と(f)のいずれか少ない金額)	(g)	0	0	0	0
通以 算外 対の 象外 損金 金額 額	発生欠損金額のうち通算対象外欠損金額を超える部分の金額(7)	(h)	5,000,000	4,000,000	0	9,000,000
	(14)と(b)のいずれか少ない金額	(i)	4,500,000	0	1,500,000	6,000,000
	通算対象外欠損金額(2)	(j)	0	1,000,000	0	1,000,000
	(j)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(k)	0	0	0	0
	差引 ((j)-(k))	(l)	0	1,000,000	0	1,000,000
	還付所得事業年度へ繰戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((i)-(l)) (マイナスの場合は0)	(m)	4,500,000	0	1,500,000	6,000,000
	通算対象外欠損金額又は災害損失の繰戻還付の基礎とする金額を超える欠損金額の合計額(7の計)	(n)				9,000,000
欠損 金額 額	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((h)×(m)の計)/(nの計))	(o)	3,333,333	2,666,667	0	6,000,000
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額 ((g)+(o))	(p)	3,333,333	2,666,667	0	6,000,000

令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書

			事業年度	X 2 . 4 . 1 X 3 . 3 . 31	法人名	P 社		
前2年内事業年度（還付所得連結事業年度）			X 1 . 4 . 1 X 2 . 3 . 31					
還付所得事業年度の法人税額とされる金額及び所得金額とされる金額（令2法律第8号改正法附則第35条第2項）の計算								
法人名			通算親法人	S 1 社	S 2 社	S 3 社	計	
			P 社					
所得金額の計算	連 得 金 結 額	還付所得連結事業年度の連結所得金額	(1)				6,000,000	
		既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額	(2)					
		差引 (1)-(2)	(3)				6,000,000	
	償 別 金 所 得	還付所得連結事業年度の個別所得金額	(4)	9,000,000	0	3,000,000	0	12,000,000
		還付所得事業年度の所得金額とされる金額 ((3の計)×(4)/(4の計))	(5)	4,500,000	0	1,500,000	0	6,000,000
法人税額の計算	還 付 所 得 連 結 事 業 年 度 の 法 人 税 額	納付の確定した法人税額	(6)					1,392,000
		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)					
		控除税額	(8)					
		使途秘匿金額に対する税額	(9)					
		課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)					
		連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(11)					
		法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))	(12)					1,392,000
		既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた金額	(13)					
		差引法人税額((12)-(13))	(14)					1,392,000
		差引	(15)	2,088,000	△ 928,000	696,000	△ 464,000	1,392,000
		引	(16)					0
		帰	(17)					0
		属	(18)					0
		額	(19)					0
	の	(20)	2,088,000	△ 928,000	696,000	△ 464,000	1,392,000	
税	(21)					0		
に	(22)	2,088,000	0	696,000	0	2,784,000		
負	(23)	1,044,000	0	348,000	0	1,392,000		
係								
担								
る								
額								
の								
計								
算								

事業 年度	$\times 2 \cdot 4 \cdot 1$ $\times 3 \cdot 3 \cdot 31$	法人名 P社	別表 四

34

区 分		総 額	留 保 保 社 外 出 分	
①		②	③	
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1	円	円	配 当 そ の 他
加	損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2		
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3		
	損金経理をした納税充当金	4		
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5		そ の 他
	減価償却の償却超過額	6		
	役員給与の損金不算入額	7		そ の 他
	交際費等の損金不算入額	8		そ の 他
	通算法人に係る加算額 (別表四付表「5」)	9		外※
		10		
	小 計	11		外※
減	減価償却超過額の当期認容額	12		
	納税充当金から支出した事業税等の金額	13		
	受取配当等の益金不算入額 (別表八(一)「13」又は「26」)	14		※
	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	15		※
	受贈益の益金不算入額	16		※
	適格現物分配に係る益金不算入額	17		※
	法人税等の中間納付額及び過納納に係る還付金額	18		
	所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等	19		※
	通算法人に係る減算額 (別表四付表「10」)	20		※
	小 計	21		外※
(1)+(11)-(22)		22		外※
対象純支払利子等の損金不算入額 (別表十七(二)の「29」又は「34」)		23		そ の 他
超過利子額の損金算入額 (別表十七(二)の「3」「10」)	24	△		※
販 計 (23)から(25)までの計)		25		外※
寄附金の損金不算入額 (別表十(二)「24」又は「40」)	26			そ の 他
沖縄の認定法人又は認定機関特別法域における認定法人の所得の特別控除又は要加算調整額の益金算入額 (別表十一(一)「15」若しくは別表十二(一)「10」又は別表十一(一)「16」若しくは別表十二(一)「11」)	27			※
法人税額から控除される所得税額 (別表六(一)「6」の③)	28			そ の 他
税額控除の対象となる外国法人税の額 (別表六(二)の「7」)	29			そ の 他
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表六(五)の「5」の②)＋別表十三(七)の「1」)	30			そ の 他
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「10」)	31			
対外船舶運転事業者の日本船舶による取入金額に係る所得の金額の損金算入額又は益金算入額 (別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	32			※
合 計 (26)＋(27)±(28)＋(29)＋(30)＋(31)＋(32)±(33)	33			外※
契約者配当の益金算入額 (別表九(一)「13」)	34			
特定目的会社等の支払配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額 (別表十八「13」、別表十九「11」又は別表二十「16」若しくは「33」)	35	△		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失損金額の益金算入額	36			※
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	37			※
差 引 計 (34)から(38)までの計)	38			外※
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額 (別表七(三)「9」又は「21」)	39	△		※
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 (別表七(三)「5」又は「11」)	40			※
当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (別表七(二)付表「23の計」)	41			※
差 引 計 (39)＋(40)±(41)＋(42)	42			外※
欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)＋別表七(四)「10」)	43	△		△
総 計 (43)＋(44)	44			外※
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十三「43」)	45			※
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十四)「10」)	46	△		△
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十四)「43の計」)	47	△		
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)	48	△		
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十六「15」～「11」)	49	△		※
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	50	△		
所得金額又は欠損金額	51	△ 5,000,000	△ 5,000,000	外※

火災損失又は災害損失金の損金算入等に関する明細書				事業年度 X2・4・1 X3・3・31	法人名	P社
控除前所得金額 (別表四「43の①」)		1	円 損金算入限度額 (1) × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$		2	円
事業年度	区 分	控除未済欠損金額		当期控除額 (当該事業年度の(3)と(2)-当該事業年度の(4)の合計額)のうち少ない金額)	翌期繰越額 ((3)-(4))又は(別表七(四))「15」.	
		3		4	5	
. . .	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
. . .	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					円
. . .	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
. . .	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
. . .	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
. . .	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
. . .	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
. . .	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
. . .	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
. . .	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
. . .	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失					
計						
当欠損金額 (別表四「52の①」)		5,000,000		欠損金の繰戻し額		
同上のうち 区分	災害損失金					
	青色欠損金	5,000,000		3,333,333	1,666,667	
合 計					1,666,667	
災害により生じた損失の額の計算						
災害の種類				災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	. . .	
災害を受けた資産の別		棚卸資産		固定資産 (指定資産に準ずる繰延資産を含む。)	計 ①+②	
		①		②	③	
当期の欠損金額 (別表四「52の①」)		6			円	
災害により生じた損失の額	資産の滅失等により生じた損失の額	7			円	
	被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額	8				
	被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額	9				
	計 (7)+(8)+(9)	10				
	保険金又は損害賠償金等の額	11				
差引災害により生じた損失の額 (10)-(11)		12				
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額		13				
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額		14				
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額 (6の③)と(13の②)-(14の③)のうち少ない金額		15				
繰越控除の対象となる損失の額 (6の③)と(12の③)-(14の③)のうち少ない金額		16				

別表七(一) 令四・四・一以後終了事業年度分

通算法人の欠損金の翌期繰越額の計算及び控除未済欠損金額の調整計算に関する明細書					事業年度	X 2・4・1 X 3・3・31	法人名	P社
欠 損 金 の 翌 期 繰 越 額 の 計 算								
事業年度	控除未済欠損金額 (前期の(4)+(7))	特 定 欠 損 金 翌 期 繰 越 額 の 計 算			非 特 定 欠 損 金 翌 期 繰 越 額 の 計 算			
		(1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額 (前期の(4))	損 金 算 入 特 定 欠 損 金 額 ((2)と(当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「14」のうち少ない金額)又は(別表七(二)付表二「5」)	特 定 欠 損 金 翌 期 繰 越 額 ((2)-(3))又は (別表七(四)「15」の内書))	(1)のうち非特定欠損金額に係る控除未済額 (1)-(2)	損 金 算 入 非 特 定 欠 損 金 額 ((5)×(当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七(二)付表一「20」)又は(別表七(二)付表二「1」+「6」)	非特定欠損金翌期繰越額 ((5)-(6))又は(別表七(四)「15」-「1」の内書))	
		1	2	3	4	5	6	7
・ ・	円	円	円	/	円	円	/	円
・ ・				円				円
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								
・ ・								

別表七(二) 令四・四・一以後終了事業年度分

S 1 社

所得の金額の計算に関する明細書

事業 年度	X 2・4・1 X 3・3・31	法人名	S 1 社
----------	---------------------	-----	-------

別表四

区 分		総 額	留 処 保	社 外 流 出
①		円	②	③
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1		円	配 当 そ の 他
加 損 金 経 理 を し た 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 (附 帯 税 を 除 く。)	2			
損 金 経 理 を し た 道 府 県 民 税 及 び 市 町 村 民 税	3			
損 金 経 理 を し た 納 税 充 当 金	4			
損 金 経 理 を し た 附 帯 税 (利 子 税 を 除 く。)、加 算 金、延 滞 金 (延 滞 分 を 除 く。) 及 び 過 意 税	5			そ の 他
減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	6			
役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	7			そ の 他
交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額	8			そ の 他
通 算 法 人 に 係 る 加 算 額 (別 表 四 付 表 5)	9			外 資
小 計	10			
減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	11			外 資
納 税 充 当 金 か ら 支 出 し た 事 業 税 等 の 金 額	12			
受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別 表 八 (一)「13」又 は「26」)	13			※
外 国 子 会 社 か ら 受 け る 剰 余 金 の 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別 表 八 (二)「26」)	14			※
受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	15			※
適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額	16			※
法 人 税 等 の 中 間 納 付 額 及 び 過 納 納 に 係 る 還 付 金 額	17			※
所 得 税 額 等 及 び 欠 損 金 の 繰 戻 し に 係 る 還 付 金 額 等	18			※
通 算 法 人 に 係 る 減 算 額 (別 表 四 付 表 10)	19			※
小 計	20			
反 計	21			
(1) + (11) - (22)	22			外 資
対 象 純 支 払 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 (別 表 十 七 (二)「29」又 は「34」)	23			そ の 他
超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 七 (二)「30」)	24	△		※
反 計	25			外 資
(23) か ら (25) ま で の 計	26			
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 (別 表 十 四 (二)「24」又 は「40」)	27			そ の 他
非 課 税 人 又 は 国 家 機 関 特 別 区 域 に お け る 税 務 法 人 の 所 得 の 特 別 控 除 額 又 は 更 加 算 調 整 額 の 益 金 算 入 額 (別 表 十 (一)「10」若 し く は 別 表 十 (二)「10」又 は 別 表 十 (一)「16」若 し く は 別 表 十 (二)「11」)	28			※
法 人 税 額 か ら 控 除 さ れ る 所 得 税 額 (別 表 六 (一)「6」)	29			そ の 他
税 額 控 除 の 対 象 と な る 外 国 法 人 税 の 額 (別 表 六 (二)「7」)	30			そ の 他
分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 及 び 外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別 表 六 (五)「5」②、別 表 十 七 (三)「6」①)	31			そ の 他
組 合 等 損 失 額 の 損 金 不 算 入 額 又 は 組 合 等 損 失 超 過 計 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 九 (二)「10」)	32			
対 外 船 舶 運 送 事 業 者 の 日 本 船 舶 に 係 る 収 入 金 額 に 係 る 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 益 金 算 入 額 (別 表 十 四 (四)「20」、「21」又 は「23」)	33			※
合 計 (26) + (27) ± (28) + (30) + (31) + (32) ± (33)	34			外 資
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別 表 九 (一)「13」)	35			
特 定 目 的 会 社 等 の 支 払 配 当 又 は 特 定 目 的 信 託 に 係 る 受 託 法 人 の 利 益 の 分 配 等 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 (八)「13」、別 表 十 (九)「11」又 は 別 表 十 (十)「16」若 し く は「33」)	36	△		
中 間 申 告 における 繰 戻 し に 係 る 還 付 に 係 る 災 害 損 失 欠 損 金 額 の 益 金 算 入 額	37			※
非 適 格 合 併 又 は 残 余 財 産 の 全 部 分 配 等 に 係 る 移 転 資 産 等 の 譲 渡 利 益 額 又 は 譲 渡 損 失 額	38			※
差 引 計 (34) か ら (38) ま で の 計	39			外 資
更 生 欠 損 金 又 は 民 事 再 生 等 評 価 換 え が 行 わ れ る 場 合 の 再 生 等 欠 損 金 の 損 金 算 入 額 (別 表 七 (三)「9」又 は「21」)	40	△		※
通 算 対 象 欠 損 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 通 算 対 象 所 得 金 額 の 益 金 算 入 額 (別 表 七 (三)「5」又 は「11」)	41			※
当 初 配 賦 欠 損 金 控 除 額 の 益 金 算 入 額 (別 表 七 (二) 付 表 一「23」の 計)	42			※
差 引 計 (39) + (40) ± (41) + (42)	43			外 資
欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 等 の 当 期 控 除 額 (別 表 七 (一)「4」の 計 + 別 表 七 (四)「10」)	44	△		※
総 計 (43) + (44)	45			外 資
新 規 採 取 費 又 は 海 外 新 規 採 取 費 の 特 別 控 除 額 (別 表 十 (三)「43」)	46			※
農 業 経 営 基 盤 強 化 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 二 (十 四)「10」)	47	△		
農 用 地 等 を 取 得 し た 場 合 の 庄 園 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 二 (十 四)「43」の 計)	48	△		
農 用 国 際 空 港 用 地 整 備 費 準 備 金 積 立 額、中 部 国 際 空 港 整 備 費 準 備 金 積 立 額 又 は 再 投 資 等 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 二 (十 一)「15」、別 表 十 二 (十 二)「10」又 は 別 表 十 二 (十 五)「12」)	49			
特 別 新 事 業 開 拓 事 業 者 に 対 し 特 定 事 業 活 動 として 出 資 を し た 場 合 の 特 別 勘 定 繰 入 額 の 損 金 算 入 額 又 は 特 別 勘 定 取 崩 額 の 益 金 算 入 額 (別 表 十 (六)「15」-「11」)	50			※
残 余 財 産 の 確 定 の 日 の 属 す る 事 業 年 度 に 係 る 事 業 税 及 び 特 別 法 人 事 業 税 の 損 金 算 入 額	51	△		
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	52	△ 5,000,000	△ 5,000,000	外 資

御注意

「52」の①欄の金額は、「52」の②欄の金額に、「52」の③欄の金額を加算し、「52」の④欄の金額を加減した額と符合することになります。

令和 年 月 日 税務署長殿	青色申告 一連番号	整理番号	事業年度 (主)	売上金額	申告年月日	申告区分	法人税
納税地	法人区分	事業種目	同非区分	旧納税地及び旧法人名等	添付書類	申告区分	法人税
フリガナ	代表者	代表者住所	代表者住所	代表者住所	代表者住所	代表者住所	代表者住所

令和 X 2 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税 申告書	令和 X 3 年 3 月 31 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
--------------------------------	-------------------------------------

所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	1	△ 5,000,000.00
法人税額 (52) + (53) + (54)	2	
法人税額の特別控除額 (別表六「5」)	3	
税額控除超過額相当額等の加算額	4	
上乗税土地譲渡利益金額 (別表七「1」)	5	0.00
同上に対する税額 (74) + (75) + (76)	6	
留課税留保金額 (別表三「4」)	7	0.00
同上に対する税額 (別表三「8」)	8	
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9	
税額控除額 (別表六「5」)	10	
税額控除後の法人税額 (9) - (10) = (11)	11	
控除税額 (10) - (11) = (12)	12	
差引所得に対する法人税額 (9) - (10) = (12)	13	0.00
中間申告分の法人税額	14	0.00
加引確定 (別表四「52」の①)	15	0.00
課税法人税額 (別表四「52」の①)	29	
課税法人税額 (別表四「52」の①)	30	
課税標準法人税額 (29) + (30)	31	0.00
地方法人税額 (57)	32	
税額控除超過額相当額等の加算額 (別表六「5」)	33	
留課税留保金額 (別表三「4」)	34	
所得地方法人税額 (32) + (33) + (34)	35	
外国税額の控除額 (35) - (36) = (37)	38	
差引地方法人税額 (35) - (36) = (37) = (38)	39	0.00
中間申告分の地方法人税額	40	0.00
加引確定 (別表四「52」の①)	41	0.00

税理士名	
------	--

通算対象欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書

通算対象外欠損金額又は通算対象所得金額の計算及び通算対象外欠損金額の計算に関する明細書				事業年度 X 2 ・ 4 ・ 1 X 3 ・ 3 ・ 31		法人名		S 1 社	
通 算 対 象 欠 損 金 額 又 は 通 算 対 象 所 得 金 額 の 計 算									
所得事業年度で ある場合	通 算 前 所 得 金 額 (別表四「39の㊦」+「40の㊦」)		1	円	欠損事業年度	通 算 前 欠 損 金 額 ((別表四「39の㊦」+「40の㊦」) が 0 を 下回る場合のその下回る額)		6	円 5,000,000
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」)－(1)		2			調 整 通 算 前 欠 損 金 額 (6)又は(16)		7	
	計 (1) + (2)		3			他の通算法人の調整通算前欠損金額の 合計額 (別表十八(一)「28の計」)－(7)		8	
	他の通算法人の調整通算前欠損金額の 合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のう ち少ない金額)		4			計 (7) + (8)		9	
	通 算 対 象 欠 損 金 額 (4) × $\frac{(1)}{(3)}$		5			他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(一)「27の計」と「28の計」のう ち少ない金額)		10	
通 算 対 象 所 得 金 額 (10) × $\frac{(7)}{(9)}$		11							
通 算 前 欠 損 金 額 の 調 整 計 算 の 明 細									
多額の償却費が生ずる事業 年度である場合の通算対象 外欠損金額 (6)		制 限 対 象 額		特定資産譲渡等損失額 (19)		通算対象外欠損金額 (12)又は((6)と((13) + (14))のうち少ない金額)		調整通算前欠損金額 (6)－(15)	
12		13		14		15		16	
		円		円 1,000,000		円 1,000,000		円	
適 用 期 間 に お い て 生 ず る 特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 の 計 算 の 明 細									
支 配 関 係 発 生 日		・ ・		当期中の適用期間における特定資産の譲渡 等による損失の額		17		円	
通算承認の効力が生じた日以後3年を経過する 日と支配関係発生日以後5年を経過する日との うちいずれか早い日		・ ・		当期中の適用期間における特定資産の譲渡 等による利益の額		18			
当 期 中 の 適 用 期 間		・ ・ ・ ・		特 定 資 産 譲 渡 等 損 失 額 (((17)－(18))又は(別表七の三付表二「 6」))－(別表七の三付表一「5」又は「9」)		19			
支 配 関 係 事 業 年 度 開 始 日 に お け る 時 価 が 帳 簿 価 額 を 下 回 っ て い な い 資 産 の 明 細									
名 称 等		時 価		帳 簿 価 額		名 称 等		時 価 帳 簿 価 額	
		円		円				円 円	

別表七の三
令四・四・一以後終了事業年度分

S 2 社

欠損金の繰戻しによる還付請求書										※整理番号			
										※通算グループ整理番号			
令和 年 月 日 税務署長殿										納 税 地		〒	
										(フリガナ)		電話() -	
										法 人 名 等		S 2 社	
										法 人 番 号			
										(フリガナ)			
										代 表 者 氏 名			
										代 表 者 住 所		〒	
										事 業 種 目		業	
法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。													
記													
欠 損 事 業 年 度		自 令和 X 2 年 4 月 1 日 至 令和 X 3 年 3 月 31 日		還付所得事業年度		自 令和 X 1 年 4 月 1 日 至 令和 X 2 年 3 月 31 日							
区 分				請 求 金 額				※ 金 額					
欠損事業年度の欠損金額		欠 損 金 額 (1)		2,250,000 円				円					
		同上のうち還付所得事業年度に繰り戻す欠損金額		(2)		1,500,000							
還付所得事業年度の所得金額		所 得 金 額 (3)		1,500,000									
		既に欠損金の繰戻しを行った金額		(4)		0							
		差引所得金額((3)-(4))		(5)		1,500,000							
還付所得事業年度の法人税額		納付の確定した法人税額		(6)		0 0							
		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		(7)									
		控 除 税 額 (8)											
		使 途 秘 匿 金 額 に 対 す る 税 額 (9)				0 0							
		課税土地譲渡利益金額に対する税額		(10)									
		税額控除超過額相当額等の加算額		(11)									
		法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))		(12)		348,000							
		既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額		(13)		0							
		差引法人税額((12)-(13))		(14)		348,000							
還 付 金 額 ((14) × (2) / (5))		(15)		348,000									
請 求 期 限		令和 X 3 年 5 月 31 日		確定申告書提出年月日		令和 X 3 年 5 月 31 日							
還付を受けようとする金融機関等		1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合									
		銀行 本店・支店 出 張 所 金庫・組合 漁協・農協 本所・支所 _____ 預金 口座番号 _____		貯金口座の記号番号 _____ 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____									
この請求が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し													
税 理 士 署 名													
※税務署 部 決算 業種 番号 整理 備考 通信 年月日 確認													
処理欄 門 期 番号 簿 考 日付印													

04.06

(令和4年4月1日以後開始事業年度分)

(規格 A 4)

通算法人の繰戻しの対象となる欠損金額とされる金額に関する明細書

		事業年度		X2. 4. 1 X3. 3. 31		法人名		S 2 社	
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額(法人税法第80条第7項)の計算									
法人名		通算親法人		S 1 社	S 2 社	S 3 社			計
		P 社							
欠損金額		(1)	5,000,000	5,000,000	0	0			10,000,000
通 欠 算 損 対 金 象 額 外 分	通算対象外欠損金額	(2)	0	1,000,000	0	0			1,000,000
	(2)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(3)	0	0	0	0			0
	通算対象外欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額 ((2)-(3))	(4)	0	1,000,000	0	0			1,000,000
	(2)を超える欠損金額((1)-(2))(マイナスの場合は0)	(5)	5,000,000	4,000,000	0	0			9,000,000
通 以 算 外 対 象 欠 損 金 額	(5)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(6)	0	0	0	0			0
	差引((5)-(6))	(7)	5,000,000	4,000,000	0	0			9,000,000
	前1年内事業年度の所得金額	(8)	4,500,000	0	1,500,000	0			6,000,000
	既に欠損金又は災害損失の繰戻しを行った金額	(9)	0	0	0	0			0
外 欠 損 金 額	差引((8)-(9))	(10)	4,500,000	0	1,500,000	0			6,000,000
	(4)を超える差引前1年内事業年度の所得金額 ((10)-(4))(マイナスの場合は0)	(11)	4,500,000	0	1,500,000	0			6,000,000
	他の通算法人の(11)の合計額 ((11)の計)-(11))	(12)	1,500,000	6,000,000	4,500,000	6,000,000			
	通算対象外欠損金額以外の欠損金額分に係る欠損金の繰戻しの対象とされる金額(7の計)×((11)/(11)+(12))	(13)	6,750,000	0	2,250,000	0			9,000,000
繰戻しの対象となる欠損事業年度の欠損金額とされる金額((4)+(13))		(14)	6,750,000	1,000,000	2,250,000	0			10,000,000

欠損金の繰戻還付の基礎となった金額(法人税法第80条第12項)とされるため、欠損金の繰越控除の対象とならない金額の計算							
法人名		通算親法人	S 1 社	S 2 社	S 3 社		計
		P 社					
発生欠損金額(1)		(a)	5,000,000	5,000,000	0	0	10,000,000
還付所得事業年度へ繰り戻す金額		(b)	4,500,000	0	1,500,000	0	6,000,000
(a)と(b)のいずれか少ない金額		(c)	4,500,000	0	0	0	4,500,000
通算対象外金額	通算対象外欠損金額(2)	(d)	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	(d)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(e)	0	0	0	0	0
	差引((d)-(e))	(f)	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額分((c)と(f)のいずれか少ない金額)	(g)	0	0	0	0	0
通算対象外欠損金額	発生欠損金額のうち通算対象外欠損金額を超える部分の金額(7)	(h)	5,000,000	4,000,000	0	0	9,000,000
	(14)と(b)のいずれか少ない金額	(i)	4,500,000	0	1,500,000	0	6,000,000
	通算対象外欠損金額(2)	(j)	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	(j)のうち災害損失の繰戻還付の基礎とする金額	(k)	0	0	0	0	0
	差引((j)-(k))	(l)	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	還付所得事業年度へ繰り戻す金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((i)-(l))(マイナスの場合は0)	(m)	4,500,000	0	1,500,000	0	6,000,000
	通算対象外欠損金額又は災害損失の繰戻還付の基礎とする金額を超える欠損金額の合計額(7)の計	(n)					9,000,000
	欠損金の繰戻還付の基礎となった金額のうち通算対象外欠損金額以外の欠損金額分((h)×(m)の計)/(n)の計)	(o)	3,333,333	2,666,667	0	0	6,000,000
欠損金の繰戻還付の基礎となった金額とされる金額((g)+(o))		(p)	3,333,333	2,666,667	0	0	6,000,000

令和2年改正法附則第35条第2項の適用を受ける場合の還付所得事業年度の所得金額とされる金額及び法人税額とされる金額に関する明細書

			事業年度	X 2 . 4 . 1 X 3 . 3 . 31	法人名	S 2 社		
前2年内事業年度(還付所得連結事業年度)			X 1 . 4 . 1 X 2 . 3 . 31					
還付所得事業年度の法人税額とされる金額及び所得金額とされる金額(令2法律第8号改正法附則第35条第2項)の計算								
法人名			通算親法人	S 1 社	S 2 社	S 3 社		計
			P 社					
所得金額の計算	連 得 金 結 額	還付所得連結事業年度の連結所得金額	(1)					6,000,000
		既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しを行った金額	(2)					
		差引(1)-(2)	(3)					6,000,000
	償 別 金 所 得	還付所得連結事業年度の個別所得金額	(4)	9,000,000	0	3,000,000	0	12,000,000
		還付所得事業年度の所得金額とされる金額 ((3の計)×(4)/(4の計))	(5)	4,500,000	0	1,500,000	0	6,000,000
法人税額の計算	還 付 所 得 連 結 事 業 年 度 の 法 人 税 額	納付の確定した法人税額	(6)					1,392,000
		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	(7)					
		控除税額	(8)					
		使途秘匿金額に対する税額	(9)					
		課税土地譲渡利益金額に対する税額	(10)					
		連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	(11)					
		法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))	(12)					1,392,000
		既に災害損失又は連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた金額	(13)					
		差引法人税額((12)-(13))	(14)					1,392,000
		差引(連結所得に対する連結法人税個別帰属額	(15)	2,088,000	△ 928,000	696,000	△ 464,000	1,392,000
		(8)に係る個別帰属額	(16)					0
		(9)に係る個別帰属額	(17)					0
		(10)に係る個別帰属額	(18)					0
		(11)に係る個別帰属額	(19)					0
	(12)に係る個別帰属額((15)+(16)-(17)-(18)-(19))	(20)	2,088,000	△ 928,000	696,000	△ 464,000	1,392,000	
	(13)に係る個別帰属額	(21)					0	
	(14)に係る個別帰属額((20)-(21)) (マイナスの場合は0)	(22)	2,088,000	0	696,000	0	2,784,000	
	還付所得事業年度の法人税額とされる金額 ((14の計)×(22)/(22の計))	(23)	1,044,000	0	348,000	0	1,392,000	

所得の金額の計算に関する明細書

事業 年度	X 2・4・1 X 3・3・31	法人名	S 2 社
----------	---------------------	-----	-------

別表四
令四・四・一以後終了事業年度分

区 分		総 額	留 処 保	社 外 流 出
①		円	②	③
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1		円	配 当 そ の 他
加 損 金 経 理 を し た 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 (附 帯 税 を 除 く。)	2			
損 金 経 理 を し た 道 府 県 民 税 及 び 市 町 村 民 税	3			
損 金 経 理 を し た 納 税 充 当 金	4			
損 金 経 理 を し た 附 帯 税 (利 子 税 を 除 く。)、加 算 金、延 滞 金 (延 滞 分 を 除 く。) 及 び 過 意 税	5			そ の 他
減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	6			
役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	7			そ の 他
交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額	8			そ の 他
通 算 法 人 に 係 る 加 算 額 (別 表 四 付 表 5)	9			外 資
小 計	10			
減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	11			外 資
納 税 充 当 金 か ら 支 出 し た 事 業 税 等 の 金 額	12			
受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別 表 八 (一)「13」又 は「26」)	13			※
外 国 子 会 社 か ら 受 け る 剰 余 金 の 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別 表 八 (二)「26」)	14			※
受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	15			※
適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額	16			※
法 人 税 等 の 中 間 納 付 額 及 び 過 納 納 に 係 る 還 付 金 額	17			※
所 得 税 額 等 及 び 欠 損 金 の 繰 戻 し に 係 る 還 付 金 額 等	18			※
通 算 法 人 に 係 る 減 算 額 (別 表 四 付 表 10)	19			※
小 計	20			
反 計	21			
(1) + (11) - (22)	22			外 資
対 象 純 支 払 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 (別 表 十 七 (二)「29」又 は「34」)	23			そ の 他
超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 七 (二)「30」)	24	△		※
反 計	25			外 資
(23) か ら (25) ま で の 計	26			
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 (別 表 十 四 (二)「24」又 は「40」)	27			そ の 他
外 國 の 定 住 人 又 は 国 家 税 務 特 別 区 域 に お け る 特 別 控 除 額 又 は 更 加 算 調 整 額 の 益 金 算 入 額 (別 表 十 (一)「18」若 し く は 別 表 十 (二)「10」又 は 別 表 十 (一)「16」若 し く は 別 表 十 (二)「11」)	28			※
法 人 税 額 か ら 控 除 さ れ る 所 得 税 額 (別 表 六 (一)「6」)	29			そ の 他
税 額 控 除 の 対 象 と な る 外 国 法 人 税 の 額 (別 表 六 (二)「7」)	30			そ の 他
分 配 時 調 整 外 国 税 相 当 額 及 び 外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別 表 六 (五)「5」の ②、別 表 十 七 (三)「6」)	31			そ の 他
組 合 等 損 失 額 の 損 金 不 算 入 額 又 は 組 合 等 損 失 超 過 計 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 九 (二)「10」)	32			
対 外 船 舶 運 送 事 業 者 の 日 本 船 舶 に 係 る 収 入 金 額 に 係 る 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 益 金 算 入 額 (別 表 十 四 (四)「20」、「21」又 は「23」)	33			※
合 計 (26) + (27) ± (28) + (30) + (31) + (32) ± (33)	34			外 資
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別 表 九 (一)「13」)	35			
特 定 目 的 会 社 等 の 支 払 配 当 又 は 特 定 目 的 信 託 に 係 る 受 託 法 人 の 利 益 の 分 配 等 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 (八)「13」、別 表 十 (九)「11」又 は 別 表 十 (十)「16」若 し く は「33」)	36	△		
中 間 申 告 に お け る 繰 戻 し に 係 る 還 付 に 係 る 災 害 損 失 欠 損 金 額 の 益 金 算 入 額	37			※
非 適 格 合 併 又 は 残 余 財 産 の 全 部 分 配 等 に 係 る 移 転 資 産 等 の 譲 渡 利 益 額 又 は 譲 渡 損 失 額	38			※
差 引 計 (34) か ら (38) ま で の 計	39			外 資
更 生 欠 損 金 又 は 民 事 再 生 等 評 価 換 え が 行 わ れ る 場 合 の 再 生 等 欠 損 金 の 損 金 算 入 額 (別 表 七 (三)「9」又 は「21」)	40	△		※
通 算 対 象 欠 損 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 通 算 対 象 所 得 金 額 の 益 金 算 入 額 (別 表 七 (三)「5」又 は「11」)	41			※
当 初 配 賦 欠 損 金 控 除 額 の 益 金 算 入 額 (別 表 七 (二) 付 表 一「23」の 計)	42			※
差 引 計 (39) + (40) ± (41) + (42)	43			外 資
欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 等 の 当 期 控 除 額 (別 表 七 (一)「4」の 計、別 表 七 (四)「10」)	44	△		※
総 計 (43) + (44)	45			外 資
新 規 採 取 費 又 は 海 外 新 規 採 取 費 の 特 別 控 除 額 (別 表 十 (三)「43」)	46			※
農 業 経 営 基 盤 強 化 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 二 (十 四)「10」)	47	△		
農 用 地 等 を 取 得 し た 場 合 の 庄 園 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 二 (十 四)「43」の 計)	48	△		
農 用 国 際 空 港 用 地 整 備 費 準 備 金 積 立 額、中 部 国 際 空 港 整 備 費 準 備 金 積 立 額 又 は 再 投 資 等 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別 表 十 二 (十 一)「15」、別 表 十 二 (十 二)「10」又 は 別 表 十 二 (十 五)「12」)	49			
特 別 新 事 業 開 拓 事 業 者 に 対 し 特 定 事 業 活 動 と し て 出 資 を し た 場 合 の 特 別 勘 定 繰 入 額 の 損 金 算 入 額 又 は 特 別 勘 定 取 崩 額 の 益 金 算 入 額 (別 表 十 (六)「15」-「11」)	50			※
残 余 財 産 の 確 定 の 日 の 属 す る 事 業 年 度 に 係 る 事 業 税 及 び 特 別 法 人 事 業 税 の 損 金 算 入 額	51	△	△	
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	52	0	0	外 資

御注意
「52」の①欄の金額は「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」欄の金額を加減算した額と符合することになります。

令和 年 月 日 税務署長殿	通算グループ 整理番号	通算親法人 整理番号	法人区分	事業種目	同非区分	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類
納税地	電話() -	法人区分	事業種目	同非区分	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類	
フリガナ		法人区分	事業種目	同非区分	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類	
法人名	S 2 社	法人区分	事業種目	同非区分	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類	
法人番号		法人区分	事業種目	同非区分	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類	
フリガナ		法人区分	事業種目	同非区分	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類	
代表者		法人区分	事業種目	同非区分	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類	
代表者 住所		法人区分	事業種目	同非区分	旧納税地及び 旧法人名等	添付書類	

令和 X 2 年 4 月 1 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書
令和 X 3 年 3 月 31 日 中間申告の場合の計算期間 令和 年 月 日 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	1									0
法人税額 (52) + (53) + (54)	2									
法人税額の特別控除額 (別表六「5」)	3									
税額控除超過額 相当額等の加算額	4									
上乗税土地譲渡利益金額 (別表七「1」)	5									0 0 0
同上に対する税額 減額 (74) + (75) + (76)	6									
留課税留保金額 (別表三「4」)	7									0 0 0
同上に対する税額 減額 (別表三「8」)	8									
法人税額計 (2) - (3) + (4) + (6) + (8)	9									0 0
法人税額の特別控除額 (別表六「5」)	10									
税額控除の対 象となる外 国法人税の 額 (別表六「7」)	11									
控除税額 (9) - (10) - (11) + (8)のうちの金額	12									
差引所得に対する法人税額 (9) - (10) - (11) - (12)	13									0 0
中間申告分の法人税額	14									0 0
加引確定/中間申告の場 合は、その法人税額(別表七「1」) に、(14) + (9)のうちの金額 を加算し、(15) - (14)のうちの金額 を減算する	15									0 0
課税法人税額 (15) - (14) + (9)のうちの金額	29									
課税法人税額 (15) - (14) + (9)のうちの金額	30									
課税標準法人税額 (29) + (30)	31									0 0 0
地方法人税額 (57)	32									
税額控除超過額相当額 の加算額 (別表六「5」付表六「14」の計)	33									
課税標準法人税額 に 係 る 法 人 税 額 (58)	34									
所得地方法人税額 (32) + (33) + (34)	35									
外国税額の控除額 (35) - (36) - (37) + (38)のうちの金額	36									
差引地方法人税額 (35) - (36) - (37) - (38)	39									0 0
中間申告分の地方法人税額	40									0 0
加引確定/中間申告の場 合は、その法人税額(別表七「1」) に、(40) + (39)のうちの金額 を加算し、(41) - (40)のうちの金額 を減算する	41									0 0

税理士名
署

S 3 社

事業年度	X2・4・1 X3・3・31	法人名	S3社	別表四
------	-------------------	-----	-----	-----

45

区 分		総 額	留 保		社 外 出 出	
①		②	③			
円		円	配 当	円		
その 他						
当 期 利 益 又 は 当 期 欠 損 の 額	1					
加	2					
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	3					
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	4					
損金経理をした納税充当金	5					
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	6					
減 価 償 却 の 償 却 超 過 額	7					
役 員 給 与 の 損 金 不 算 入 額	8					
交 際 費 等 の 損 金 不 算 入 額	9					
通 算 法 人 に 係 る 加 算 額 (別表四付表「5」)	10					
小 計	11					
減 価 償 却 超 過 額 の 当 期 認 容 額	12					
納 税 充 当 金 か ら 支 出 し た 事 業 税 等 の 金 額	13					
受 取 配 当 等 の 益 金 不 算 入 額 (別表八(一)「13」又は「26」)	14					
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額 (別表八(二)「26」)	15					
受 贈 益 の 益 金 不 算 入 額	16					
適 格 現 物 分 配 に 係 る 益 金 不 算 入 額	17					
法 人 税 等 の 中 間 納 付 額 及 び 過 納 に 係 る 還 付 金 額	18					
所 得 税 額 等 及 び 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額 等	19					
通 算 法 人 に 係 る 減 算 額 (別表四付表「10」)	20					
小 計	21					
計	22					
(1)+(11)-(22)	23					
対 象 純 支 払 利 子 等 の 損 金 不 算 入 額 (別表十七(二)「29」又は「34」)	24					
超 過 利 子 額 の 損 金 算 入 額 (別表十七(二)の三)「10」)	25					
計	26					
(23)から(25)までの計)	27					
寄 附 金 の 損 金 不 算 入 額 (別表十(二)「24」又は「40」)	28					
沖積の認定金又は認定金拠出制度における認定金の中所得の特別控除額又は要加算調整額の益金算入額 (別表十一(一)「15」若しくは別表十二(一)「10」又は別表十一(一)「16」若しくは別表十二(一)「11」)	29					
法 人 税 額 か ら 控 除 さ れ る 所 得 税 額 (別表六(一)「6」の③)	30					
税 額 控 除 の 対 象 と な る 外 国 法 人 税 の 額 (別表六(二)の二)「7」)	31					
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 (別表六(五)の二)「5」の②) + 別表十三(七)の六)「1」)	32					
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「10」)	33					
対 外 船 舶 運 転 航 空 事 業 者 の 日 本 船 舶 に よ る 取 入 金 額 に 係 る 所 得 の 金 額 の 損 金 算 入 額 又 は 益 金 算 入 額 (別表十(四)「20」、「21」又は「23」)	34					
合 計 (26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)	35					
契 約 者 配 当 の 益 金 算 入 額 (別表九(一)「13」)	36					
特定目的会社等の支配配当又は特定目的信託に係る受託法人の利益の分配等の損金算入額 (別表十三(八)「13」、別表十三(九)「11」又は別表十三(十)「16」若しくは「33」)	37					
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失損金額の益金算入額	38					
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	39					
差 引 (34)から(38)までの計)	40					
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額 (別表七(三)「9」又は「21」)	41					
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額 (別表七(三)「5」又は「11」)	42					
当 初 配 賦 欠 損 金 控 除 額 の 益 金 算 入 額 (別表七(二)付表「23の計」)	43					
差 引 (39)+(40)+(41)+(42)	44					
欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 等 の 当 期 控 除 額 (別表七(一)「4」の計) + 別表七(四)「10」)	45					
総 計 (43)+(44)	46					
新 鉱 床 探 鉱 費 又 は 海 外 新 鉱 床 探 鉱 費 の 特 別 控 除 額 (別表十三(三)「43」)	47					
農 業 経 営 基 盤 強 化 準 備 金 積 立 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(一)「4」又は「10」)	48					
農 用 地 等 を 取 得 し た 場 合 の 庄 園 額 の 損 金 算 入 額 (別表十二(二)「4」又は「10」)	49					
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資準備金積立額の損金算入額 (別表十二(一)「15」、別表十二(二)「10」又は別表十二(五)「12」)	50					
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 (別表十六(一)「15」～「11」)	51					
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	52					
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	53					